

森町地域防災計画

平成20年3月

「災害から、私たちの生命や財産を守る
最大の力となるものは、日頃からの私た
ち自身の防災意識なのです。」

森 町 防 災 会 議

森町地域防災計画

目 次

第1章 総 則	
第1節	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第2節	計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第3節	用語・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第4節	計画の修正要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第5節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・ 4
第6節	町民及び事業所の基本的責務・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
第2章 森町の概況	
第1節	自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
第2節	災害の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
第3章 防災組織	
第1節	防災会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
第2節	災害対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
第3節	住民組織等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
第4章 情報通信計画	
第1節	気象警報等の伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
第2節	災害通信計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
第3節	災害情報等の収集及び伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
第5章 災害予防計画	
第1節	重要警戒区域及び整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
第2節	風害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
第3節	雪害対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
第4節	融雪災害対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
第5節	高波、高潮災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
第6節	建築物災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
第7節	消防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
第8節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備・・・・・・・・ 138
第9節	防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139

第10節	防災思想普及・啓発計画	141
第11節	災害時要援護者対策計画	142
第12節	町民の心構え	145
第13節	自主防災組織指導育成計画	147
第14節	積雪・寒冷対策計画	151

第6章 災害応急対策計画

第1節	応急措置実施計画	153
第2節	動員計画	159
第3節	災害広報計画	165
第4節	避難対策計画	167
第5節	救助救出計画	182
第6節	災害警備計画	185
第7節	水防対策計画	187
第8節	交通応急対策計画	197
第9節	輸送計画	201
第10節	地すべり、がけ崩れ等対策計画	203
第11節	食糧供給計画	206
第12節	給水計画	208
第13節	上下水道施設対策計画	210
第14節	衣料、生活必需品等物資供給計画	211
第15節	住宅対策計画	213
第16節	医療対策計画	215
第17節	防疫計画	226
第18節	清掃計画	230
第19節	飼養動物対策計画	232
第20節	文教対策計画	233
第21節	被災宅地安全対策計画	236
第22節	行方不明者の捜索および死体の収容処理並びに埋葬計画	238
第23節	障害物除去計画	240
第24節	応急土木対策計画	242
第25節	応急飼料計画	243
第26節	労務供給計画	244
第27節	ヘリコプター活用計画	245
第28節	自衛隊災害派遣要請計画	249
第29節	広域応援計画	252
第30節	ボランティアの受け入れ計画	253

第7章 地震災害対策計画

第1節	目的	255
第2節	災害予防計画	255
第3節	災害応急対策計画	262

第8章 火山噴火災害対策計画

第1節	目的	285
第2節	火山噴火災害の記録等	285
第3節	災害予防計画	295
第4節	災害応急対策計画	304

第9章 事故災害対策計画

第1節	海難対策計画	327
第2節	海上流出油等対策計画	333
第3節	港湾等災害対策計画	334
第4節	航空災害対策計画	341
第5節	鉄道災害対策計画	344
第6節	道路災害対策計画	347
第7節	危険物等災害対策計画	350
第8節	大規模な火事災害対策計画	357
第9節	林野火災対策計画	361

第10章 災害復旧対策計画

参考資料	371
------	-----

第 8 章

火山噴火災害対策計画

第8章 火山噴火災害対策計画

第1節 目的

駒ヶ岳の火山噴火災害対策計画については、基本法第17条第1項に基づき、函館市、森町、鹿部町及び七飯町の駒ヶ岳周辺1市3町（以下「設置市町」という。）で設置する駒ヶ岳火山防災会議協議会（以下「協議会」という。）が、駒ヶ岳が火山噴火し、又は噴火するおそれがある場合に、適切に対処することを目的として作成した駒ヶ岳火山噴火市町相互間地域防災計画（以下「噴火地域防災計画」という。）によるが、ここでは、この噴火地域防災計画に基づき本町の予防及び応急対策を明らかにする。

第2節 火山噴火災害の記録等

駒ヶ岳は、3万年以上前に成層火山を形成してから現在に至るまで、少なくとも3回の山体崩壊と9回の軽石噴火を起こしていることが、噴出物の調査等によって明らかになっている。

古文書の記録にある噴火は、1640年をはじめとして大小合わせて二十数回ある。

この中でも、1640年、1694年、1856年、1929年の4回の噴火は、火砕流を伴う激しい噴火であった。以下、駒ヶ岳火山噴火に係る関係資料を記載する。

1 駒ヶ岳の火山活動年表

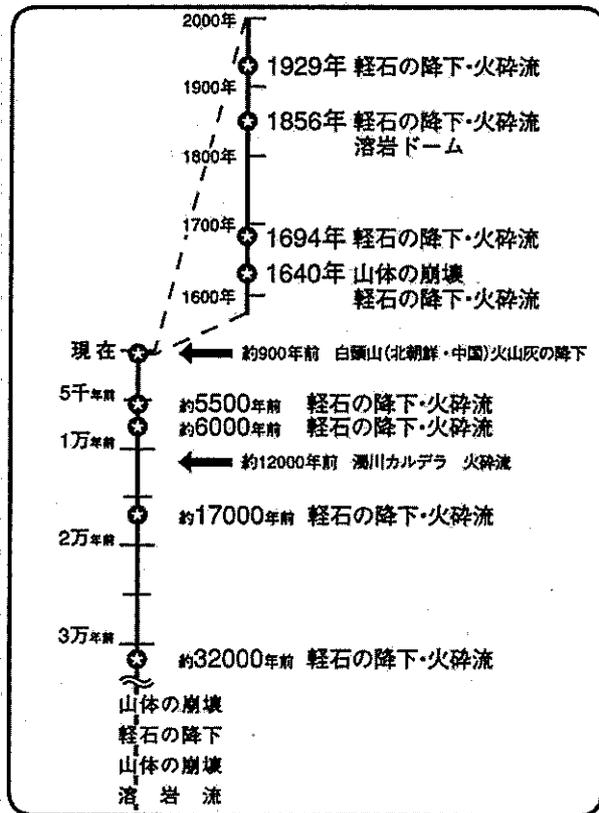
活動年（年号）	現象	記 事
1640年（寛永17年）7月31日	大噴火	7月31日（旧暦6月13日）山鳴りが激しく、最初に火山体の一部（約1.1km ³ ）が南と東に崩壊。東に崩れた火山体の一部は内浦湾に流入し、津波を起こし、700人以上の人が溺死した。その後8月2日までに噴火は激しい軽石噴火へと移り、軽石が降り注ぎ火砕流が発生した。噴出量は火砕物が2.9km ³ 。活動は8月の下旬まで続いた。この噴火で森町で厚さ100cm以上の軽石が降下した。出来潤崎形成。大沼小沼はほぼ現在の形となる。
1694年（元禄7年）	大噴火	噴火の詳しい記録は残されていないが、東麓の鹿部漁業センター付近で厚さ約200cmの軽石が降下した。噴出量は火砕物が約0.3km ³ 。
1765年（明和2年）	小噴火	噴火？（伝説、北海道志）
1788年（天明8年）		噴煙（江差郷土史）

1856年（安政3年）9月25日	大噴火	9月23日から鳴動があり、25日早朝に地震が頻発した。午前9時頃激しい軽石噴火が始まり、約6時間くらい続いた。東山麓では厚さ約60cmの軽石が降下した。2名の死者及び多数の負傷者を出し、17軒の家屋が焼失した。軽石噴火の途中から火砕流が発生し、火砕流は南麓の折戸川をせき止め、留の湯で約20人の死者が出た。噴火は当日夕方までにほとんど終わり、その後約1ヶ月間小噴火が時々起こった。この噴火で安政火口を形成し、その後火口内には小さな溶岩ドームが形成された。噴出量は火砕物が約0.3km ³ 。
1888年（明治21年）4月14日	小噴火	（官報、函館新聞）
1905年（明治38年）8月19日	小噴火	8月17日・18日の両日に鳴動があり19日朝噴火。安政火口の南側に新爆裂火口（明治火口）が開かれる。21～23日にかけても噴火し、22日には押し出し沢で大雨による二次泥流が発生、農作物に多少の被害があった。
1919年（大正8年）6月17日	小噴火	6月16日に地震（函館測候所15時54分）・鳴動あり、17日噴火、以後7月26日まで数回の噴火。
1922年（大正11年）5月22日	小噴火	小活動
1923年（大正12年）2月27日	小噴火	午前07時頃突然噴火し、砂原村においては鳴動を聞き、山麓西方に少量の降灰があった。
3月15日	小噴火	午後02時10分頃、遠雷のごとき音響を発すると共に黒煙を上げた。
1924年（大正13年）7月13日	小噴火	
1929年（昭和4年） 6月16日～19日	大噴火	噴火に先立ち6月15日の夕方に鳴動、16日に無感地震（2回）があった。6月17日00時30分頃から小噴火から始まり、9時間後の10時頃から激しい軽石噴火へと移行し、14時間継続した。火砕流は軽石噴火が始まって3時間後に発生し始めた。この噴火では軽石が鹿部市街で厚さ100cm以上降下し、死者2名・負傷者4名を出した。そのほかに家屋・家畜・耕地・漁場に大きな被害を出した。19日には降雨のため泥流が発生。この噴火で安政火口が埋積され、新しく昭和4年大火口が形成、ひさご形火口、まゆ形火口および多数の割れ目が形成された。噴出量は降下軽石堆積物が約0.38km ³ 、火砕流堆積物が約0.14km ³ （被害面積・約22.5km ² ）。鳴動もあり。
9月6日	噴煙多量	
1934年（昭和9年）9月29日	鳴動	
1935年（昭和10年）10月15日	噴煙多量	14日に鳴動あり。
1937年（昭和12年）3月17日、19日	小噴火	
1939年（昭和14年）4月5日、9月28日	噴煙多量	
1942年（昭和17年）11月16日	中噴火	11月16日鳴動と共に噴火が始まり、噴煙は東南東方向（鹿部方向）にたなびき、火山礫及び火山灰が降下した。鹿部では堆積物の厚さが2cm以上に達した。山麓の民家までは達しなかったが火砕サーージが発生した。山頂の火口原に長さ1.6kmの大亀裂を生じた。

1943年（昭和18年）1月30日、4月16日	噴煙多量	高度1,000m、1,500m。
1947年（昭和22年）2月14日、11月9日	噴煙多量	高度1,800m、1,300m。
1949年（昭和24年）4月26日	噴煙多量	高度1,200m。
1954年（昭和29年）4月3日	噴煙多量	高度1,200m。
1967年（昭和42年）12月	有感地震	横津岳周辺で群発地震、9日震度1：函館・大沼。 16日震度2：鹿部、震度1：森・大野
1969年（昭和44年）10月 ～1971年（昭和46年）5月	有感地震	横津岳周辺で群発地震、1970年2月8日震度3：函館。 1971年5月17日震度2：函館
1979年（昭和54年）1月21日		森測候所から遠望観測で噴煙が観測されなくなった。
1983年（昭和58年）6月13日 10月	地震増加 温度上昇	短時間に22回の地震群発。 瓢形火口（Y-6）の地中温度やや上昇。
1987年（昭和62年）	温度上昇	昭和17年火口の温度が下降傾向から上昇傾向に反転。
1989年（平成元年）12月30日 12月30日	有感地震 微動	山頂北方約5km砂原付近で地震多発、20回。 最大M3.4、震度3：森、震度1：室蘭。 微動と推定される震動を広範囲で観測。
1990年（平成2年）4月7日	地震増加 微動	3日、6日に地震あり、7日には短時間に49回群発。 7日、低周波地震・微動も観測。
1993年（平成5年）7月12日		北海道南西沖地震により剣ヶ峯付近で崩落あり。 （7月21日調査）
1996年（平成8年）3月5日 3月5日 3月9日	地震増加 小噴火 噴煙多量	小噴火前に地震20回。 18時10分頃から約6分間微動発生。18時40分頃鹿部町で降灰確認。 6日上空観測により昭和4年火口からの噴煙を確認。昭和4年火口内に「96年主火口」、昭和4年火口の南側火口原に延長約210mの「96年南火口列」形成。噴出物総量約12万トン。 噴煙高度1,000m。
1998年（平成10年）10月25日	小噴火	09時12分頃から約4分間微動発生。噴煙高度1,200m。昭和4年火口内に「98年火口」を形成。噴出物総量約4万7千トン。
1999年（平成11年）3月1日	微動	約1分間の微動観測。
2000年（平成12年）3月12日 3月23日 9月4日 9月12日 9月28日 10月24日 10月28日	微動 微動 小噴火 ごく小規模噴火 小噴火 ごく小規模噴火 小噴火	16時43分頃から約1分間の微動を観測。降灰等はなし。 13時48分頃から約1分間の微動を観測。降灰等はなし。 22時14分頃から約10分間の微動を観測。6日にかけて8回の火山性地震が発生。 森町で降灰を確認。 22時12分頃から約3分間の微動を観測。噴煙高度700m。昭和4年火口付近で降灰を確認。 13時56分頃から約8分間の微動を観測。七飯町で降灰を確認。 00時01分頃から約3分間の微動を観測。噴煙高度2,000m以上。火口原馬ノ背で降灰を観測。 02時43分頃から約9分間の微動を観測。噴煙高度2,000m以上。鹿部町、南茅部町で降灰を確認。

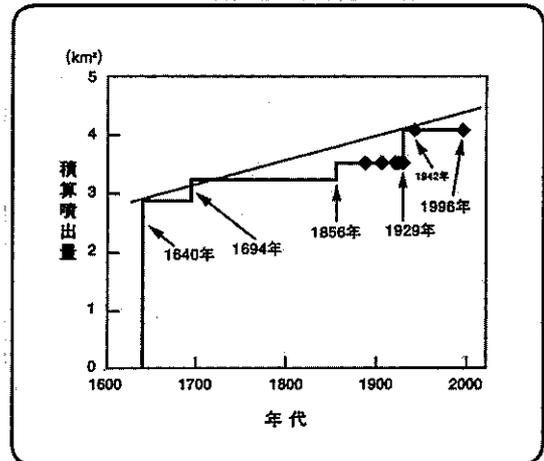
11月4日	微動	06時02分頃から約2分間の微動を観測。降灰等はない。
11月8日	小噴火	07時38分頃から約9分間の微動を観測。噴煙高度2,000m以上。鹿部町で降灰を確認。
2001年（平成13年）1月17日	微動	13時29分頃から約1分間の微動を観測。降灰等はない。

2 駒ヶ岳の噴火史図



(勝井・他, 1989, 改変)

3 過去の火山噴火噴出量積算図

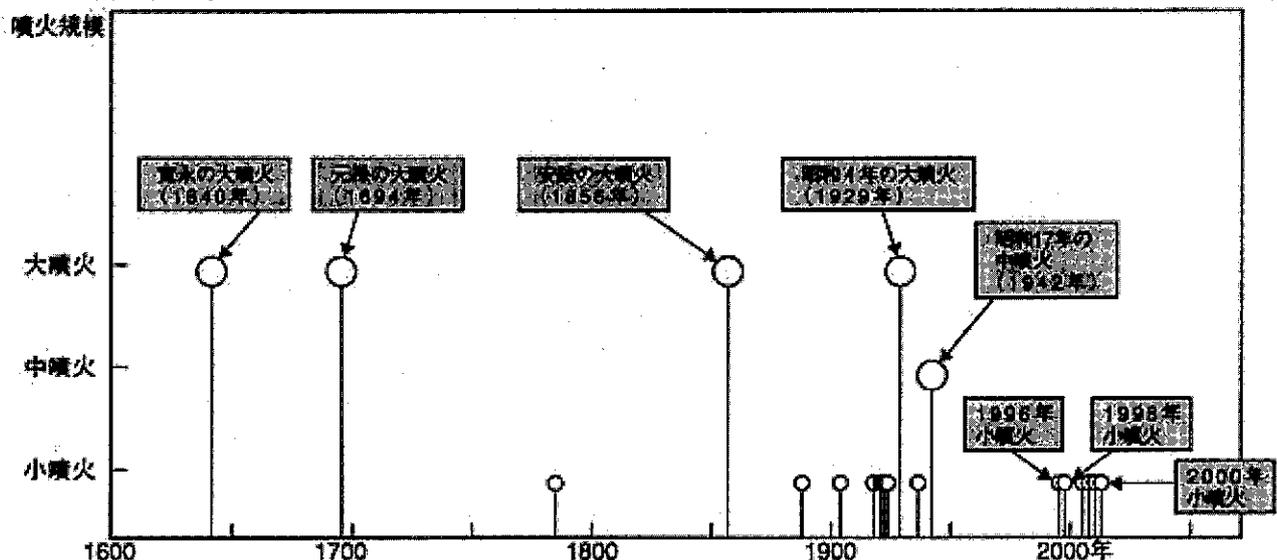


(2004(平成16)年3月30日発行 駒ヶ岳火山防災会議協議会駒ヶ岳火山噴火町相互間地域防災計画より)

●説明

この図は将来の大噴火の時期や規模を予測する材料として作られた。この図からは、1640年以降は、1,000年当り3.8km³を噴出していることと、今1929年噴火相当の規模の大噴火が起きても不思議でないことがわかる。

4 過去400年間の噴火の時系列及び規模図表



(2004(平成16)年3月30日発行 駒ヶ岳火山防災会議協議会駒ヶ岳火山噴火町相互間地域防災計画より)

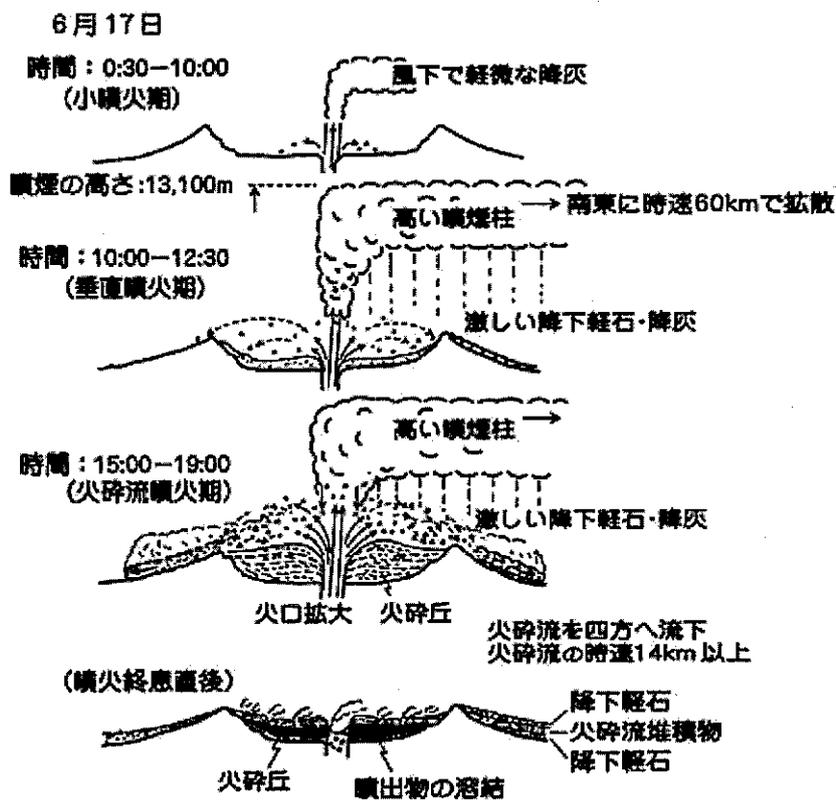
●説明

この図から、1929年の噴火の前20年間に小噴火が頻発していることがわかる。このことは1996年、1998年、2000年の小噴火が今後起こりうる大噴火の前兆現象である可能性を示している。1640年、1694年、1856年の大噴火の前には小噴火の古記録が存在しない。しかし小噴火は記録が残っていない可能性が大きい。

5 駒ヶ岳火山噴火の前兆現象の記録年表

西暦(邦暦)	規模	噴火に伴う前兆現象の記録
1640年(寛永17年)	大噴火	山鳴り著し
1694年(元禄7年)	〃	記録不明
1765年(明和2年)	小噴火	記録不明
1856年(安政3年)	大噴火	2日前から鳴動、数時間前から震動を感じ、少量の降灰あり
1888年(明治21年)	小噴火	特になし
1905年(明治38年)	〃	2日程前から鳴動を感じ、小爆発がおこり2~3日後やや大きな爆発となる
1919年(大正8年)	〃	噴火の前日午後に駒ヶ岳付近で地震及び鳴動あり
1923年(大正12年)	〃	特になし
1924年(大正13年)	〃	約30分前から鳴動あり
1929年(昭和4年)	大噴火	2~3日前から鳴動、10~13時間前に地震あり小爆発にいたる。小爆発開始後9時間30分で大噴火が始まる
1937年(昭和12年)	小噴火	2日前からときどき鳴動や少量の降灰あり
1942年(昭和17年)	中噴火	4~5日前にドーンという音響を聞く、30分前に小地震を記録する
1996年(平成8年)	小噴火	特になし
1998年(平成10年)	〃	特になし
2000年(平成12年)	〃	特になし・6回小噴火を繰り返す

6 駒ヶ岳昭和4年大噴火の推移図

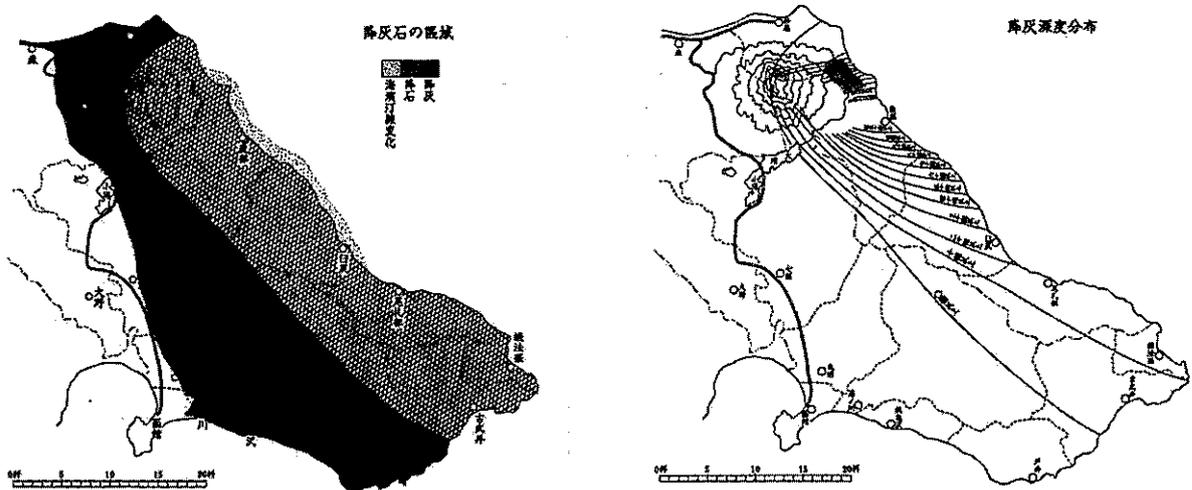


(勝井原図に加筆修正)

7 駒ヶ岳昭和4年6月17日大噴火の記録

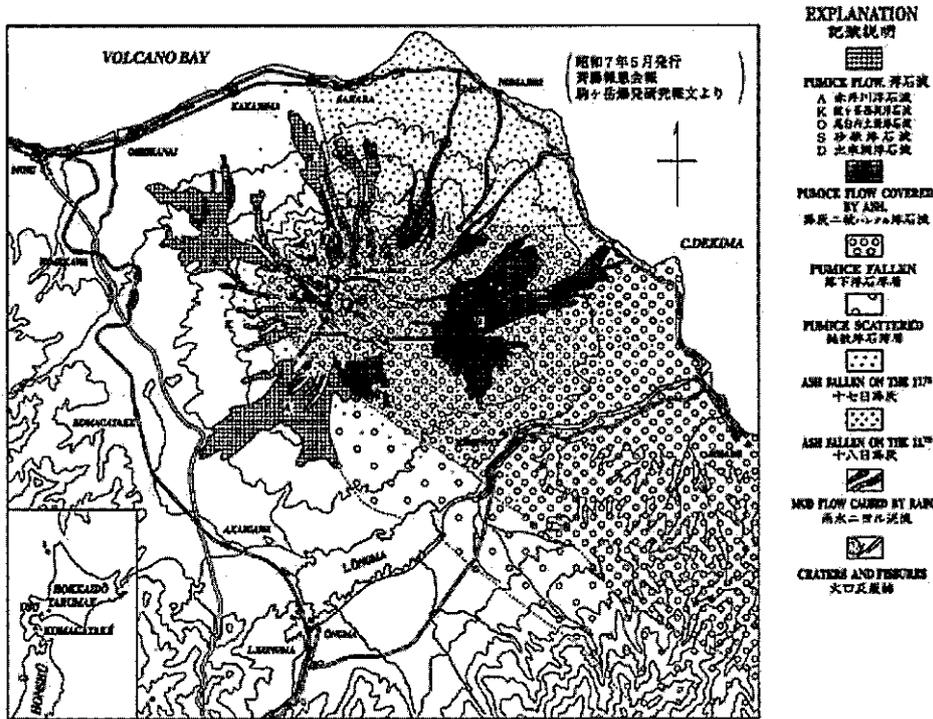
日時	西麓 (森・尾白内)	北麓 (掛洞・砂原・沼尻)	東麓 (鹿部・留の沢)	南麓 (大沼・駒ヶ岳)	南方 (国領御嶽所)		
6月10日		6月15日18時頃、岐阜で東方から遠雷のような音をきく。⑧	6月15日17時頃、小川第二発電所で雷鳴のような音をきく。⑨		5月10日*3:50 有感地震⑩ (初期微動継続時間5.5秒) (*「噴火の10数日前からの記録を調べた結果」とあるので恐らく6月10日の誤記と思われる。)		
6月16日			6月16日22時、鳴動を聞く者あり。⑩		6月16日11:25 無感地震。⑩ 13:51 無感地震。⑩		
17日時刻			0:30 駒ヶ岳方面に「ゴー」と音、屋外に出るとテラテラ音に揺れるものを感ずる。⑪ 0:45 「ザア」という灰砂の音(本別)⑪ 1:30 鳴動(3分前)⑪⑫ 2:30 小鳴動(小川第2発電所)⑫ 3:05 降灰、厚さ0.6cm(鹿部)⑬ 3:15 降灰始まる(鹿部)⑬ 鳴動やや大きくなり、降灰甚しく雨を加う(小川第2発電所)⑬ 3:50 降灰、厚さ0.6cm(鹿部)⑬	「ゴー」とトラックの赴音のような音聞く。(銚子口)⑪	0:26 地震計に振動が8分間継続して記録。⑩		
2	濃霧			濃霧			
初3		黒煙盛んに上昇。(掛洞駅)⑭					
4							
5							
6							
7							
8				音を聞く。⑭	3:00 振動 10分30秒間継続⑩ 3:11 振動 38分間継続⑩		
9		10:00 大噴煙、綿羊毛状黒煙と化す。噴煙の背中間よりやや砂原岳寄りより昇る。黒煙はやかに鹿部方面になびく、爆音は聞かず。(掛洞駅長)⑭⑮	10:00 大噴煙、噴出約10分後降灰盛ん、避難開始(鹿部)⑭⑮ 径1.5cm降石に変わり、⑭ “灰石”降下猛烈となり、軽石(最大9cm)盛んに落下。⑭		3:53 振動 3分30秒間継続⑩		
10		10:10 綿羊毛の如く白煙も混って噴煙直上す。⑭⑮	“降石”兼雨と異ならず、黒雲・雷鳴。⑭ 鹿部・本別方面は“溶岩”が押し出し、木立は“溶岩”のため燃え始めた。 “降石”の深底21cmにおよぶ。⑭	一大音響、黒煙が猛烈の上昇。⑭			
11	噴煙さらに大きくなり、電光加わり鳴動劇し。⑭ 八雲町で測高器による噴煙柱高度約13,900m。⑭	“溶岩”の放出はげしくなる。⑭	“降石”兼雨と異ならず、黒雲・雷鳴。⑭ 鹿部・本別方面は“溶岩”が押し出し、木立は“溶岩”のため燃え始めた。 “降石”の深底21cmにおよぶ。⑭		雲間よりもうひとつした黒煙を望む。以後、振動続く。⑭ 雷鳴が駒ヶ岳の東の空に起り、雷光・鳴動ますます劇し。⑭		
12	始めて駒の背を越える浮石流を見る。(森町)⑭ 始めて駒の背を越える浮石流を見る。(尾白内)⑭	鹿部方面非常に霧り雷鳴、噴煙はやや灰色を混える。(掛洞)⑭ 綿羊毛加る噴煙は上部のみとなり、火口直上は全く灰色と化す。火山灰が降下する状況は瀑布に似る。灰石は上より降下というよりは、むしろ余り高く上らず横に吹きとばされている様子。(掛洞)⑭	“降石”開始。(小川)⑭ 留の沢方面に“降石”、拳大の“灰石”降下猛烈となる。 (小川第2発電所)⑭⑮	鳴動ますます強く戸際子振動。(大沼)⑭ 鳴動劇し劇と猛烈を極む。(宿野辺)⑭ 大震動(駒ヶ岳)⑭	12:20 噴煙柱がさらに大きくなる。羊毛状の噴煙がつぎつぎに上昇、噴煙柱の頂部はネズミ色で下部は暗灰色。⑭ 北方に微弱な雷鳴おこり、地鳴りを混う。⑭		
13		噴煙は駒ヶ岳・砂原岳間を流るる程度に巾広くなり、鹿部、爆音劇化。駒の背を越える浮石流を始めて見る、すぐ止む。容易に区別しうる純白の白煙と共に“溶岩”をモクモクと流下。⑭⑮	鳴動・雷鳴劇化、径15-21cmの軽石降下始まり、村内暗し。(鹿部)⑭ 通信途絶。(鹿部)⑭	噴煙と灰砂猛烈に噴出、筒のように降下するものと断続なく放出する岩塊などが山頂・山腹に落下し、湯撃から白煙があがる。噴出灰砂の上部は羊毛状の噴煙となって火口上空にあふれ猛烈に上昇した。(軍川・大沼駅より)⑭ 14:30 “溶岩”が流出しはじめる。その速度は驚くほど迅速。(宿野辺)⑭	噴煙柱傾角22°(高度13,717.3m)。⑭ この頃、湯ノ川通り宿野辺付近にて、地響きを感じたと報告。⑭ 降子震動、地鳴りさらに加わる。⑭		
14	噴煙さらに強く鳴動はなほ劇し。⑭ (土橋)⑭	この頃約90cm大の“石”がコロコロと転がるとその上に砂が押し出し、その上を黒い“溶岩”と黒煙が渦巻きながら流れる、流速はかなり速い。⑭	タルミ坂に溢し始めた“石塊流”あり、降石も更に猛烈となる。⑭クルミ坂に溢流し始めたものは、その上半部を握り、肩状に展開して、一部は南東方に溢れ、一部は焼野を横断して北東に散れ、焼野の海岸を突破して海浜に広大な三角州を作った。更に一部は砂原岳左下を越え、霞治原川と明神川及びその中間の高丘を犯し、なお左廻りしてイラ沢に進入した。⑭	15:00 駒ヶ岳の右肩と馬の背の中間より“石塊流”が奔流。⑭ 15:40 赤井川方面第1回の浮石流流出、山腹に止まる。(駒ヶ岳)⑭ 押出駅より浮石流流出。(駒ヶ岳)⑭	噴煙柱傾角22°(高度13,717.3m)。⑭ この頃、湯ノ川通り宿野辺付近にて、地響きを感じたと報告。⑭ 降子震動、地鳴りさらに加わる。⑭		
15	黒煙・黄煙盛んに噴出、電光加わる。⑭ この頃“溶岩”流出して東背面をおおい、やがて西背面をも包みて羊毛の如き灰色噴煙は金山を包む。(森町)⑭	出来潤滑の船が、鹿部沼ノ沢方面暗雲たなびき雷鳴電光甚しく、船周囲に落石し始めたので、船を返す。⑭⑮ 霧谷沼尻沖にて浮石流の岸下を見る。砂原・尾白内方面、浮石流山腹に達す。(砂原・沼尻)⑭	15:00 駒ヶ岳の右肩と馬の背の中間より降石も更に猛烈となる。⑭クルミ坂に溢流し始めたものは、その上半部を握り、肩状に展開して、一部は南東方に溢れ、一部は焼野を横断して北東に散れ、焼野の海岸を突破して海浜に広大な三角州を作った。更に一部は砂原岳左下を越え、霞治原川と明神川及びその中間の高丘を犯し、なお左廻りしてイラ沢に進入した。⑭	15:00 駒ヶ岳の右肩と馬の背の中間より“石塊流”が奔流。⑭ 15:40 赤井川方面第1回の浮石流流出、山腹に止まる。(駒ヶ岳)⑭ 押出駅より浮石流流出。(駒ヶ岳)⑭	16:22 以降、地震計の降中やや増大。⑭		
16	駅員観測、浮石流が駒の背を越える。(森町)⑭ 比較的低く上れる岩片浮石流となり砂原岳を越える。(尾白内)⑭	尾白内に向い浮石流流下、途中、他の一浮石流砂原岳を越ゆ。(掛洞駅)⑭	16:00 “降石”深度60cm。(鹿部)⑭ 細塵となり、降下猛烈を極める。(小川第2発電所)⑭	駒ヶ岳(北高285m)を越えた浮石流はその斜面渓谷中腹に止まる。⑭	16:22 以降、地震計の降中やや増大。⑭		
17	17:30 浮石流海岸近くに達す。(森町)⑭	「前より(12時30分)も大嵐に駒の背を越えて、モクモクと限りなく異様な速さで流下しました。その内に砂原岳頂上にも白煙がチラと見えましたが“溶岩”は同山を越えるものと思いましたが、それは直に消え去りました。ところが、その後約1分間位の間隔がありましたが、また同山頂上に白煙が見えたと思う間もなく“溶岩”は、非常な勢を以て流下しました。丁度たらい内の石けん液が、溢れる様な具合でありました。当時砂原岳は17時00分発の最後の遊覧者輸送列車が出發し、当駅には20分に到着しましたが、“溶岩”はその時既に山腹まで流下していたものと思われました。同列車が尾白内駅に17時28分に到着しましたが、そのときは押出駅より“溶岩”は未だ白煙をたてて山腹を流下しつつありましたが、この“溶岩”は17時以後2回目的ものと尾白内駅員の話でした。しかしこれは間もなく止った様子でありました。除かなところは分別できませんが、17時22分〜23分ごろかと思えます。」(掛洞駅)⑭⑮	21:00-23:00 “降石”最も盛威、多数の家屋が倒壊焼失。(鹿部)⑭ 鳴動はげしく、“灰石”ますます降下、各所に火災発生。(小川第2発電所)⑭	17:30 再び浮石流流出。(駒ヶ岳)⑭ 浮石流が森林に達し、これを破壊。(駒ヶ岳)⑭	17:30 再び浮石流流出。(駒ヶ岳)⑭ 火柱が見えはじめ、電光閃光なく発生。(大沼)⑭ 火柱、最高に達す。(大沼)⑭ 浮石流が登山道路を越える。(駒ヶ岳)⑭		
18							
19	尾白内方面、浮石流最後の押し出し。(尾白内)⑭						
20							
21							
22							
23							
18日							
末1	解 説 駒ヶ岳は寛永17年(1640年)の大噴火以来、約10回の噴火(期)をかぞえる。特に寛永17年、元禄7年(1691年)、安政3年(1856年)および昭和4年(1924年)には火砕流の発生を伴う大噴火がおこった。寛永の噴火では津波が発生して700名余が溺死し、安政の噴火では火砕流により200名が死亡した。駒ヶ岳の噴火時期は特に一定しないが、現在昭和4年の大噴火から約70年を経過している。昭和17年の噴火は約54年ぶりに発生した平成8年3月の小噴火は、近い将来の活動再開を暗示する警鐘かもしれない。駒ヶ岳では中小噴火の場合はおもに水蒸気爆発で、大噴火では多量のマグマが降下軽石・火砕流となって放出され、その破局的噴火の継続時間は比較的短かい。従って防災措置は短時間内に有効に行われる必要がある。 この噴火は、駒ヶ岳の大噴火がどのように推移するか、昭和4年の活動を例として当時の記録を時間経過にしたがって編集したものである。昭和4年の大噴火では、数日前に地震、2日前と2時間前	に鳴動があり、約10時間の弱噴火のあと破局的噴火が14時間続き、多量の降下軽石と火砕流が噴出し、その数時間後には活動を終了している。降下軽石は東部の鹿部側に厚くたい積し、火砕流は鹿部・尾白内・赤井川をはじめ各方向に流下した。このため、死者2名・負傷者4名のほか、多数の家屋が破壊された。鹿部付近では昭和4年の降下軽石が厚さ1mもたい積しており、下位からKo-a1, a2, a3, a4のフォールユニットに区分される。それぞれのユニットの降下時刻は表の左欄に記入している。火砕流はおもにKo-a4の降下時に流出している。 記述のなかの軽石流、浮石流、“石塊流”、“溶岩”は火砕流と呼ばれるもので、軽石・火山灰・岩片・火山ガスからなる高温の粉体流である。火砕流は極めて破壊的なもので、その記述は赤字で記入してある。また、“降石”“灰石”はおもに降下軽石で、“焼石”“焦石”“火石”も降下軽石で、やや高温状態降下したものと思われる。	記録には右にあげた⑭、⑮、⑯の出典をそれぞれ明記してある。	⑭ 神津俊彦ほか(1932):駒ヶ岳噴火研究報告。芥藤報恩会館、216頁 ⑮ 根本広昭(1931):駒ヶ岳噴火調査報告。読者時報、4巻71-139頁。 ⑯ 北海道社会事業協会(1937):駒ヶ岳噴火災害誌。札幌、509頁	1:30 “降石”ようやく止む。(鹿部)⑭ 3:00 “降石”おさまる。(小川第2発電所)⑭	次第に噴火衰える。(大沼)⑭ 鳴動漸まり、火柱衰える。(大沼)⑭ 2:00 浮石流が静に流動を停止。(駒ヶ岳)⑭	23:50 火柱が1/3に縮小し、閃光著しく弱まる。⑭ 火柱その影を没す。⑭ 0:15 地震計の振動記録が停止。⑭ 0:30 戸際子の振動おさまり、鳴動初めて止む。⑭ 1:05 鳴動再開。⑭ 1:38 鳴動止む。⑭ 1:45 雷電おさまる。⑭ 間欠的に弱い鳴動あり。⑭

8 駒ヶ岳昭和4年大噴火による降灰石の区域と降灰深度分布図



(1937年(昭和12年)6月1日発行 (財)北海道社会事業協会編駒ヶ岳爆発災害誌より)

9 駒ヶ岳昭和4年大噴火の噴出物の分布図



●説明
 降灰地域：[Symbol] [Symbol] 火砕流流下地域：[Symbol] [Symbol]
 時間によって降灰範囲が異なっている。降灰していないところでも火砕流が到達していることに注意。夏期の噴火なので、融雪型泥流は発生していない。

(2004年(平成16年)3月30日発行 駒ヶ岳火山防災会議協議会駒ヶ岳火山噴火町相互間地域防災計画より)

10 駒ヶ岳昭和4年大噴火の被害状況表

町村	森 町	森町砂原	鹿部町	函館市南茅部	七飯町	合 計	
種類							
死亡(負傷)者			6〔死2〕名 〔負4〕			6〔死2〕名 〔負4〕	
全焼・全壊			335棟		30棟	365棟	
半焼・半壊・半埋没			515棟	1,035棟		1,550棟	
家 畜	馬	3頭	60頭		30頭	93頭	
	牛	3頭	20頭		20頭	43頭	
耕 地	田		17.0ha		2.5ha	19.5ha	
	畑	230.1ha	37.7ha	151.2ha	788.0ha	5.0ha	1,212ha
	牧場		110.0ha	1,629.8ha			1,739.8ha
原 野		4.7ha	1,035.0ha	1,442.0ha		2,481.7ha	
山 林	4,220ha	3,237ha	7,706.2ha	14,981.0ha	1,000.0ha	31,144.2ha	

注 家財及び職業用具、宅地、海産干場、水産関係、道路・橋梁等に大きな被害がある。

第3節 災害予防計画

噴火災害による被害を最小限度にとどめるため、災害予防に必要な施設の現況及び防災教育、防災訓練等の計画、また、噴火災害警戒区域の設定について定めるものとする。

1 火山噴火災害警戒区域

駒ヶ岳で注意すべき火山災害は、降下火砕物、火砕流・火砕サージ、火山泥流・土石流、岩屑なだれの4つであり、第8章第3節「駒ヶ岳火山噴火災害危険予測図等」に基づき、予想される災害と発生地域を把握し、協議会と調整を図り、警戒区域を設定し、住民等の生命、財産等を保護することに万全を期する。

また、火山災害に関するハザードマップや防災ハンドブック等を作成し、住民等へ配布するなどし、情報提供を効果的に行い、いざという時の警戒避難対策を周知する。

2 防災施設及び防災資機材の現況

駒ヶ岳火山観測施設及び消防施設、防災資機材等の現況は、次のとおりであるが、今後ともより一層の整備充実、強化を図り、万全を期するものとし、関係機関への要望にも努める。

(1)札幌管区気象台 火山監視・情報センターの観測・監視体制

気象庁では、火山防災体制の強化をするために平成14年3月1日、全国4ヶ所（札幌、仙台、東京、福岡）に「火山監視・情報センター」を設置した。

札幌管区気象台に設置された火山監視・情報センターでは、北海道駒ヶ岳を含めた、北海道内の活火山の観測・監視を一元的に行っており、火山情報等で観測成果等を知らせている。

ア 観測・監視体制の強化

北海道駒ヶ岳の観測体制（臨時観測点を含む。）は、次のとおりであり、山頂、山麓に観測機器を配置し、火山の活動状況を的確に把握するべく体制を取っている。

- ・震動観測：北海道駒ヶ岳では、山頂の駒ノ背、剣ヶ峯東、山腹の隅田盛、東円山、山麓のA点（昭和4年火口の西南西約4.1kmの地点）、砂原掛澗の6地点に地震計を設置している。また、A点、砂原掛澗、鹿部浄水場の3地点に空振計を設置している。これらのデータは札幌管区気象台にテレメータされて、火山性地震や火山性微動、噴火などに伴う空気振動（空振）を観測している。
- ・遠望観測：鹿部浄水場と赤井川に監視カメラを設置し、札幌管区気象台に伝送して噴煙の状況などを観測している。
- ・地殻変形観測：A点に傾斜計を設置している。
その他、姫川、砂原掛澗、押出沢、東円山、東山腹、南山腹の6地点にGPSを設置し、札幌管区気象台に伝送してマグマの活動などに伴う地形の変化状況を観測している。

- ・調査観測：定期的に火口付近において噴気温度や、地中温度などの測定を行っている。また、遠望観測や震動観測で火山現象に異常を認めたり、付近の住民などから異常現象の通報があった場合には臨時に観測を行う。

イ 火山監視・情報センターによるデータの監視

各種の観測データはセンターに常時伝送され、24時間体制で集中監視し、異常が発見された場合には、直ちに噴火警報を発表するとともに、活動状況に応じて職員を現地に派遣する。

ウ 他機関データの利用

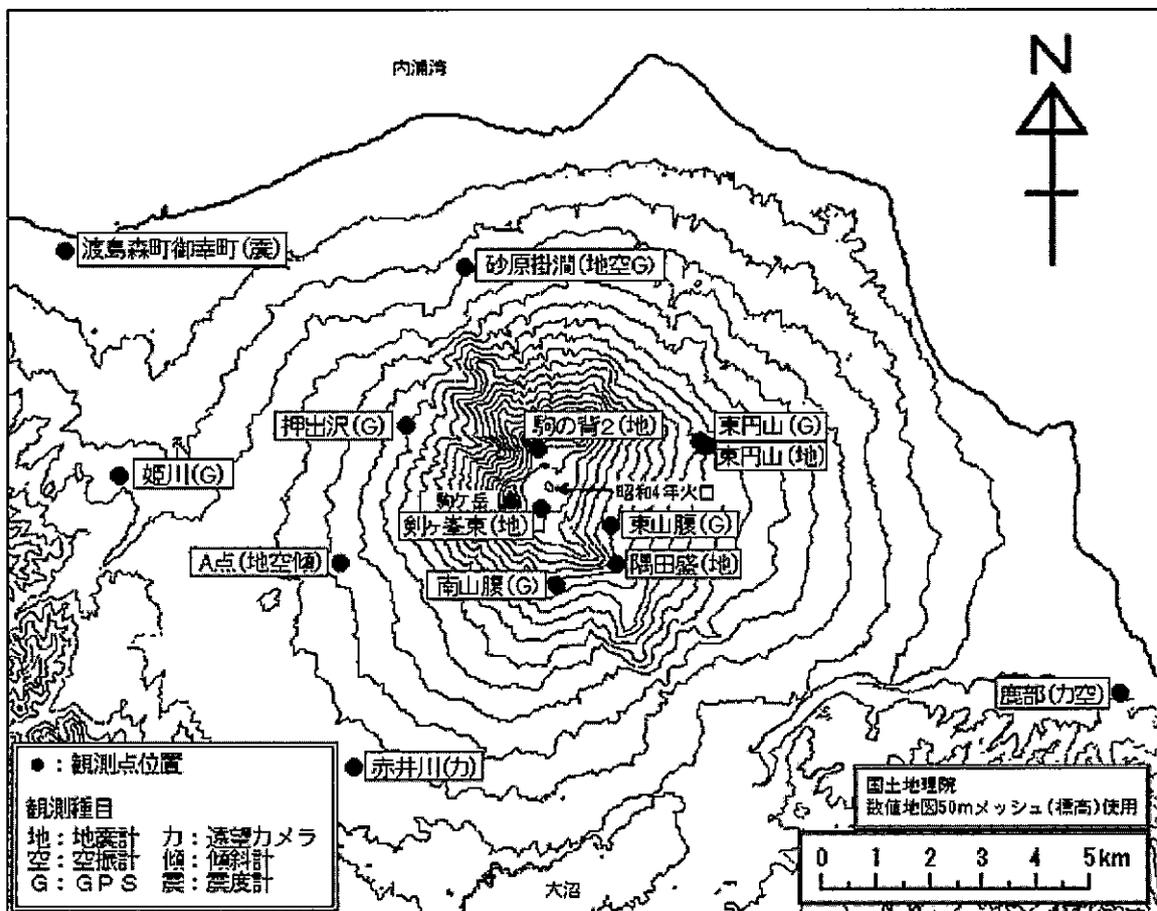
気象庁以外の機関が行っている観測成果等を利用して火山活動の診断に活用している。

札幌管区気象台 火山監視・情報センター
駒ヶ岳観測機器設置場所一覧

平成20年2月1日現在

観測機器設置場所	地震計	傾斜計	空振計	監視カメラ	GPS
姫川					○
砂原掛澗	○		○		○
駒ヶ岳A点	○	○	○		
赤井川				○	
鹿部浄水場			○	○	
剣ヶ峯東	○				
駒ノ背	○				
隅田盛	○				
押出沢					○
東山腹					○
東円山	○				○
南山腹					○
合計	6	1	3	2	6

駒ヶ岳観測施設位置図



(2)北海道大学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センター火山活動研究分野（有珠火山観測所）の研究観測網

現在、駒ヶ岳には2点の臨時観測点や潮位の観測点を含め、13カ所（森町分室、砂原、鹿部、軍川、沼尻、7合目、押出沢、東麓、山頂火口原2点、砂崎、赤井川、森港）の常時観測点があり、これらの観測点には、地震計、傾斜計、歪み計、GPS受信機及び高感度カメラなどが配置されている。

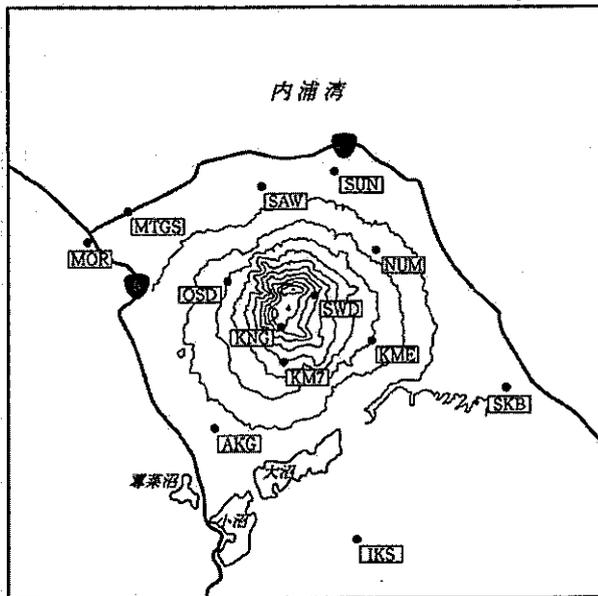
このうち、森町南山腹の7合目観測点には深さ500mの観測井があり、その坑内に地震計、傾斜計、歪み計が、北東山麓の沼尻観測点でも深さ150mの観測井の坑内に地震計、傾斜計が設置され、精密な火山の研究観測が行われている。

観測データは、NTT専用回線などにより森中学校校庭にある森町分室に集められ、ここから、有珠山麓壮瞥町立香にある有珠火山観測所に送られている。

また、駒ヶ岳の火山防災対策に役立てるため、駒ヶ岳火山防災会議協議会事務局（森町役場防災行政無線室）にも森町分室から観測データが送られ、リアルタイム表示されている。

駒ヶ岳火山研究観測網

平成20年2月1日現在



観測機器および設置観測点

測器	設置観測点	数量
地震計	KM7, OSD, KME, NUM, SKB, IKS, MOR, SWD, KNG, SUN, SAW, AKG	12
傾斜計	KM7, OSD, NUM, KME, SKB, SWD, KNG	7
歪み計	KM7	1
空振計	KM7, IKS, OSD, KME, SWD, KNG	6
GPS	KM7, NUM, IKS, SKB, MOR	5
潮位計	MTGS	1
可視画像	IKS	1

KM7には深度500mの観測井が、NUMには深度150mの観測井が設けられている。

参考 設置観測点名称一覧

略称	名称	略称	名称
KM7	7合目	SWD	砂原岳 (山頂火口原)
OSD	押出沢	KNG	剣ヶ峯 (山頂火口原)
KME	東麓	SUN	砂崎
NUM	沼尻	SAW	砂原
SKB	鹿部	AKG	赤井川
IKS	軍川	MTGS	森港
MOR	森町分室		

(3)防施設、消防車両等、消防水利

消防施設

平成20年2月1日現在

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号
消 防 本 部 消 防 署	森町字森川町280番地の4	1 1 9 2 - 2 1 2 5 2 - 3 4 9 4	2 - 5 7 4 3
本分団詰所 第1分団詰所 第2分団詰所 第3分団詰所 第4分団詰所 第5分団詰所 第6分団詰所 第7分団詰所 第8分団詰所 第9分団詰所 第10分団詰所 第11分団詰所 第12分団詰所 第13分団詰所	森町字御幸町3の2 森町字本町42 森町字港町145 森町字尾白内町539 森町字富士見町151 森町字本茅部町2 森町字石倉町鉄道敷地内 森町字石倉町51の1 森町字濁川203の1 森町字駒ヶ岳225の4 森町字砂原西3丁目47の18 森町字砂原2丁目81の2 森町字砂原4丁目167の1 森町字砂原東3丁目45の28	2 - 0 7 6 0 内線 内線 内線 内線 内線 内線及び5 - 2 6 3 2 8 - 3 9 9 3 8 - 3 9 9 2 8 - 3 9 9 1	

車両等

平成20年2月1日現在

種 別	合 計	消防ポンプ自動車		そ の 他 の 車 両						
		普通ポンプ車	タンク車	救急車	広報車	可搬積載力ポンプ付車	作業車	作業用連絡車	指令車	水利点検車
保有台数	27	5	4	3	1	10	1	1	1	1

消防水利

防火水槽

平成20年2月1日現在

20m ³ 未満	20m ³ ~40m ³	40m ³ 以上	合 計
3	29	108	140

消火栓(地上式) 平成20年2月1日現在

双 口	単 口	合 計
15	133	148

(4)消防署の救助（防災）資機材

救助（防災）資機材

平成20年2月1日現在

種別(品名)		数量		種別(品名)	数量		
		署	団		署	団	
投光機	大	2台		エアツール	2台		
	小	8台		ツルハシ	3本		
可搬式発電機		4.5kW×1		空気呼吸器(軽量型)	22基		
		4.0kW×1		空気呼吸器(従来型)	9基		
		3.6kW×1		予備ポンベ(軽量型)	44本		
		2.0kW×1		予備ポンベ(従来型)	2本		
		1.5kW×1		インパルス用ポンベ	1本		
		0.5kW×1		重量物排除器具	2式		
		0.9kW×1		林野火災消火器具	29台	22台	
コードリール		7個		ロープ	10m	2本	1本
携帯電灯		15個	5個		15m	6本	3本
金てこ		8本	14本		20m	10本	3本
剣先スコップ		24本	86本		40m	3本	
角スコップ		6本	4本		60m	2本	
大角スコップ		7本	3本		80m	1本	
梯子	三連	3基			消火泡原液	670ℓ	400ℓ
	二連	4基	4基	流出油処理剤	438ℓ		
	折りたたみ	1基	10基	流出油吸着材	518枚		
	鍵付き	2基		顆粒状吸着材(ACライト)	36kg		
携帯用拡声器		5台		顆粒状吸着材(パーライト)	1.5袋		
消火器 (車積)	20型	5本	15本	水筒	6個		
	4型	4本		リュックサック	6個		
担架		9台		防塵マスク	44個	78個	
平担架		1台		複合ガス検知器	2台		
土のう	大	21枚	50枚	滑車(軽量)	11台		
	小	41枚	679枚	滑車(大)	2台		
救助用ストレッチャー		3台		滑車(中)	1台		
救助用ゴムボート		1台		滑車(小)	2台		
救命胴衣		8着		安全マット	3枚		
レスキューチューブ		2本		張力計	1台		
可搬式ウインチ(チルホール)		3台		シットハーネス	5個		
可搬式ウインチ(チルレバー)		5台		フォールアレスト・シットハーネス	1個		
充電式キャップライト		6個		フォールアレストハーネス	1個		
水中ポンプ		1台		三角ハーネス	1個		
エンジンカッター		4台		油圧式救助器具	4式		
チェンソー		2台		インパルス	1台		
組立式防火水槽		3組					

(5)町有救助（防災）資機材等

平成20年2月1日現在

品名	数量	備考
スコップ	75 本	森地区：55本 砂原地区：20本
ロープ、縄類	20 束	森地区のみ
携帯照明器	30 個	森地区：20個 砂原地区：10個
水中ポンプ	5 台	森地区のみ
小型発電機	4 台	森地区：2台 砂原地区：2台

(6)町有車両等の現況

平成20年2月1日現在

種別	台数	種別	台数
ダンプ車(建設課)	3台	ダンプ車(産業振興課)	3台
トラック(建設課)	1台	小型トラック(産業振興課)	2台
除雪ローリー(建設課)	1台	タイヤショベル(産業振興課)	1台
グレーダー(建設課)	1台	タイヤバックホー(産業振興課)	1台
小型トラック(住民生活課)	1台	小型トラック(町民サービス課)	1台
ブルドーザー(住民生活課)	2台	タイヤショベル(町民サービス課)	1台
トラック(商工労働観光課)	1台	小型トラック(生涯学習課)	1台
ブルドーザー(水産課)	3台	小型ダンプ(生涯学習課)	1台
トラック(教育委員会)	1台	ダンプ車(清掃施設課)	1台
小型トラック(教育委員会)	1台	小型ダンプ(清掃施設課)	2台
乗用車(本庁分)	40台	フォークリフト(清掃施設課)	1台
貨物車(本庁分)	10台	タイヤショベル(清掃施設課)	1台
		乗用車(支所分)	11台
		貨物車(支所分)	7台
バス	7台(バスの所有課：保健福祉課1、住民生活課2、教育委員会1、ちゃっぶ林館1、産業振興課2)		
スクールバス	10台(バスの所有課：教育委員会10(森分7、砂原分3))		

※ 森国保病院と特別養護老人ホームさくらの園、森消防本部(署、支署を含む)を除く。

※ 軽自動車は小型車両に含む(軽トラックは小型トラック、軽ダンプは小型ダンプ、軽自動車は乗用車に含む)

3 防災教育と広報

火山噴火災害に係る防災思想の普及と周知の徹底を図るため、協議会及び防災関係機関と協力しながら、第5章第10節「防災思想普及・啓発計画」に定めるところにより実施するものとし、「災害から、私たちの生命や財産を守る最大の力となるものは、日頃からの私たち自身の防災意識なのです。」をテーマにするものです。

また、将来の地域を担う児童生徒等に対する防災教育も進めるものとする。

さらに、防災教育の充実を図るために、火山防災学習施設・設備等の整備を進めるものとする。

(1)防災教育

地域住民、防災関係機関職員、観光入込客等に対する防災教育を実施し、防災意識の向上を図る。

- ・駒ヶ岳火山の概要等に関する周知
- ・駒ヶ岳火山噴火災害史等に関する周知
- ・火山噴火災害等に関する防災知識の周知
- ・避難場所、避難経路、避難方法、避難の備え等に関する周知
- ・火山情報等に関する周知
- ・火山観測施設、防災施設等に関する周知
- ・火山噴火災害危険区域予測図（ハザードマップ）に関する周知
- ・火山防災講演会、火山防災研修会による防災知識等の周知
- ・その他火山防災に関する事項の周知

(2)広報

突発的な火山噴火災害に備え、平常より各種広報活動を実施するものとする。

- ・広報誌、マスメディア等による広報活動
- ・広報車、防災行政無線等による啓発活動
- ・防災ハンドブック、リーフレット、チラシ等の配布による啓発活動
- ・ポスター、看板、掲示板等による啓発活動
- ・防災講演会、シンポジウム、防災研修会等による啓発活動
- ・消防防災展等のイベントの開催による啓発活動
- ・役場のホームページを使った各電子版防災資料による広報・啓発活動
- ・その他火山防災上有効な広報活動

4 防災訓練

火山噴火災害に係る災害応急対策等を円滑に実施するため、単独又は協議会、関係機関と緊密な連携をとりながら、第5章第9節「防災訓練計画」に定めるところにより、実地及び図上により各種防災訓練を実施し、火山防災についての知識及び技能の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練項目	訓練名	訓練内容
個別訓練	消防訓練	消防訓練消防機関の出動 隣接市町村の応援 避難立退き 救出救助 消火、広報、情報連絡等
	避難訓練	避難訓練避難の指示、伝達、誘導 避難住民の輸送 避難場所の開設、防疫 給水給食等
	通信訓練	火山情報の伝達 各種情報の連絡 通信施設の点検等
図上訓練	図上訓練	噴火を想定した個別及び総合的図上訓練
総合訓練	総合訓練	噴火を想定した総合的防災実施訓練

・各種訓練の具体的な内容等については、その都度、訓練実施要領を作成して、訓練を実施するものとする。

第4節 災害応急対策計画

火山噴火による災害発生時に、第6章「災害応急対策計画」の定めるところにより、迅速かつ的確な応急対策を実施し、町民の生命、身体及び財産の保護を図るものとする。

1 駒ヶ岳火山噴火災害危険区域予測図等

駒ヶ岳の火山噴火災害対策に適切に対処するためには、過去の噴火状況、火山地形、火山地質、噴出物の組成などを調査研究し、火山災害の事前評価を行い、これらを前提として、将来起こりうる火山災害の種類、規模、影響範囲等を予測して、その危険度を適切に評価することが重要である。

別表の駒ヶ岳火山防災会議協議会作成による駒ヶ岳火山噴火災害危険区域予測図（行政資料型ハザードマップ及び関係資料）は、このような火山災害による地域の危険度を評価し、作成したものである。

駒ヶ岳で、今後起こりうると予測される噴火の最大は1929年（昭和4年）のような激しい噴火で、発生確率が高いのは1996年（平成8年）のような小噴火である。

また、駒ヶ岳で注意すべき火山災害は、降下火砕物、火砕流（軽石流）・火砕サージ、火山泥流・土石流、岩屑なだれの4つであり、このハザードマップに基づき、噴火による被害を予防し、最小限度にとどめるため火山観測体制の充実、火山調査研究の推進、警戒区域の設定、警戒体制の強化、火山情報の迅速な収集・伝達体制の整備、避難体制の整備等、火山防災体制の整備充実を図り、住民等の生命、財産等を保護することに万全を期するものである。

※駒ヶ岳火山噴火災害危険区域予測図（行政資料型ハザードマップ及び関係資料）は、平成11年度作成のため、自治体名については適宜読み替えるものとする。

また、一般避難・臨時集合場所及びヘリコプター離着陸可能場所の森町及び砂原町の欄は、第6章第4節「避難対策計画」の5避難場所（別表1）と読み替えるものとする。

2 防災組織

生命、身体に関わる突発的な駒ヶ岳の火山活動が認められたとき、又は札幌管区气象台から駒ヶ岳の火山活動に関わる噴火警報が発表されたときは、ただちに第3章第2節「災害対策本部」の定めるところにより、「駒ヶ岳火山噴火災害・森町災害対策本部」を設置し、防災関係機関の災害対策組織と連携を図りながら、火山災害対策を実施する。

また必要に応じて防災会議を開催し、更に協議会との連絡調整を図り、防災活動に万全を期するものとする。

町は、今後とも駒ヶ岳火山噴火災害の予防、応急、及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、火山噴火災害対策の広域的、総合的な運営を図るため、協議会と連絡調整を図り、実施体制の更なる確立を図るものとする。

3 火山現象予報及び警報等

(1)種類

気象業務法第13条の規定により発表される火山現象に関する予報及び警報は、「火山現象警報」、「火山現象注意報」及び「火山現象予報」である。

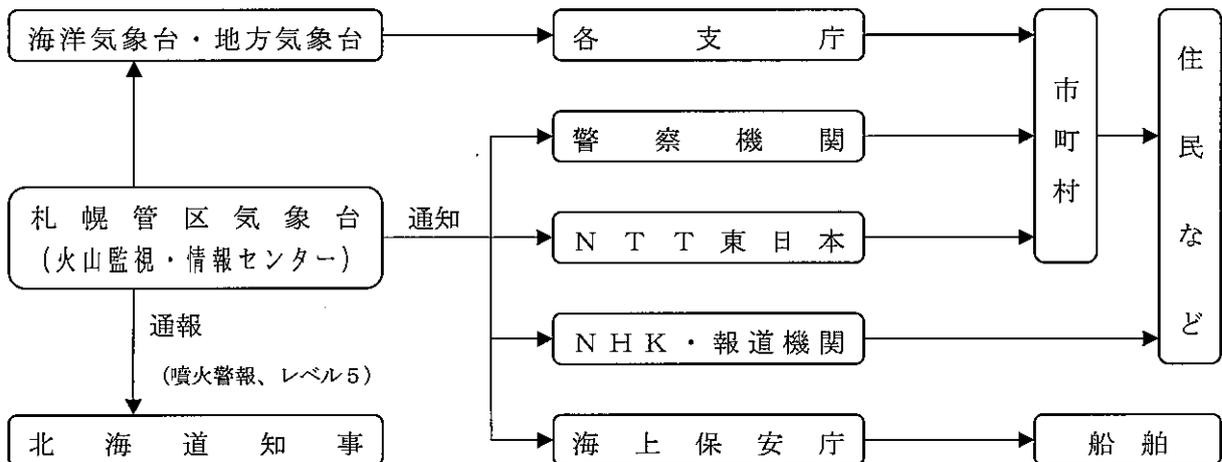
(2)火山現象警報・火山現象予報の種類と発表基準及び噴火警戒レベル

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域) ↓ [略称] 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは切迫して いる状態にある。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生すると予想される (可能性が高まってきている)。
	噴火警報 (火口周辺) ↓ [略称] 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ)噴火 が発生、あるいは発生すると予 想される。
			レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ)噴火が発生、ある いは発生すると予想される。
噴火予報	—	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)

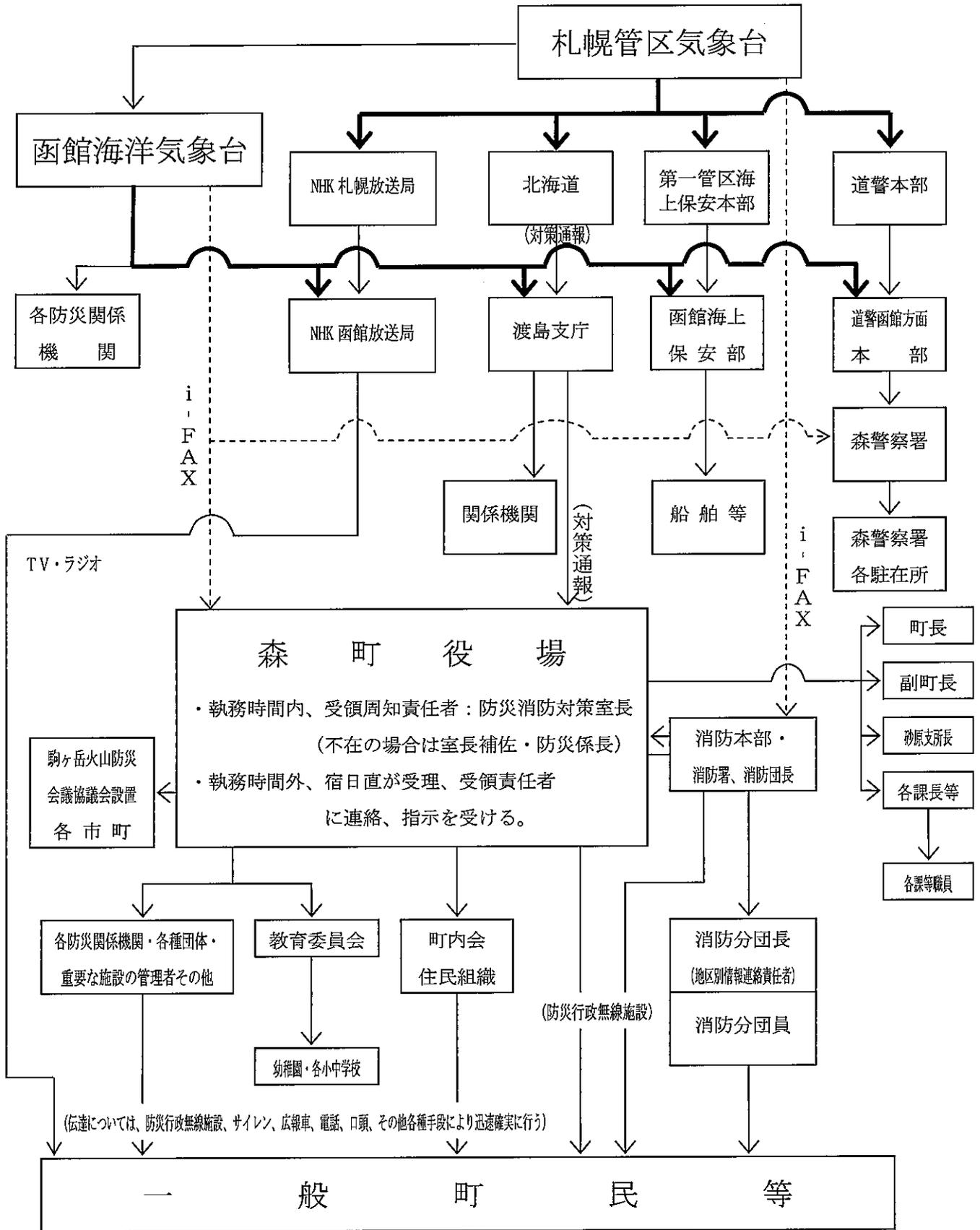
※火山性地震の回数など火山活動の状況は、「火山の状況に関する解説情報」で発表する。

※噴火警戒レベル：噴火警戒レベルは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分し、それぞれのレベルに「火口周辺規制」、「入山規制」、居住地域における「避難準備」や「避難」等、とるべき防災行動をキーワードで示している。
なお、噴火警戒レベルを導入した火山の噴火予報又は噴火警報は、そのレベルとキーワードを付している。

(3)噴火警報等の通報及び伝達の概略



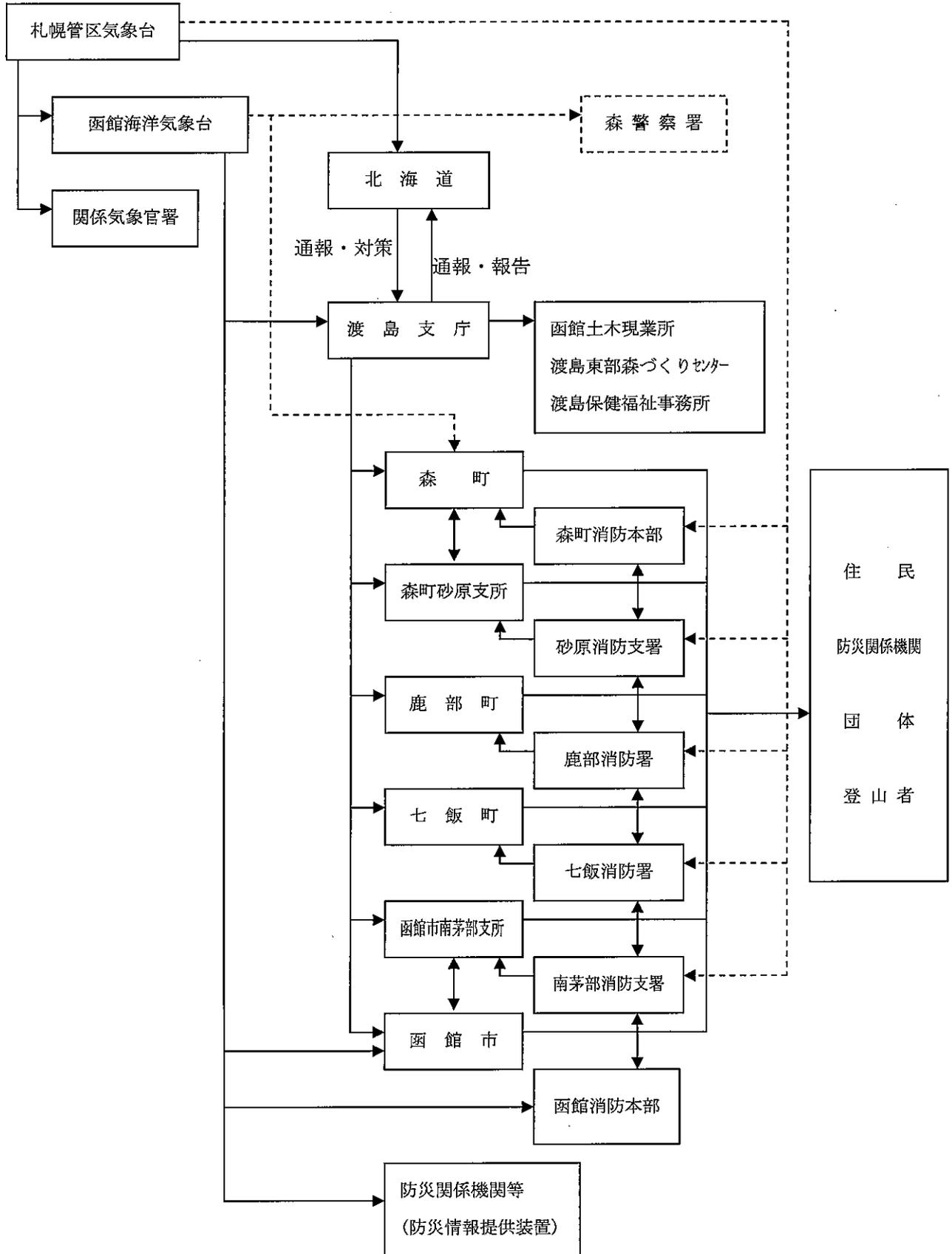
(4)火山現象警報伝達系統図



※図中の太線は法定伝達機関であることを示す。

参考

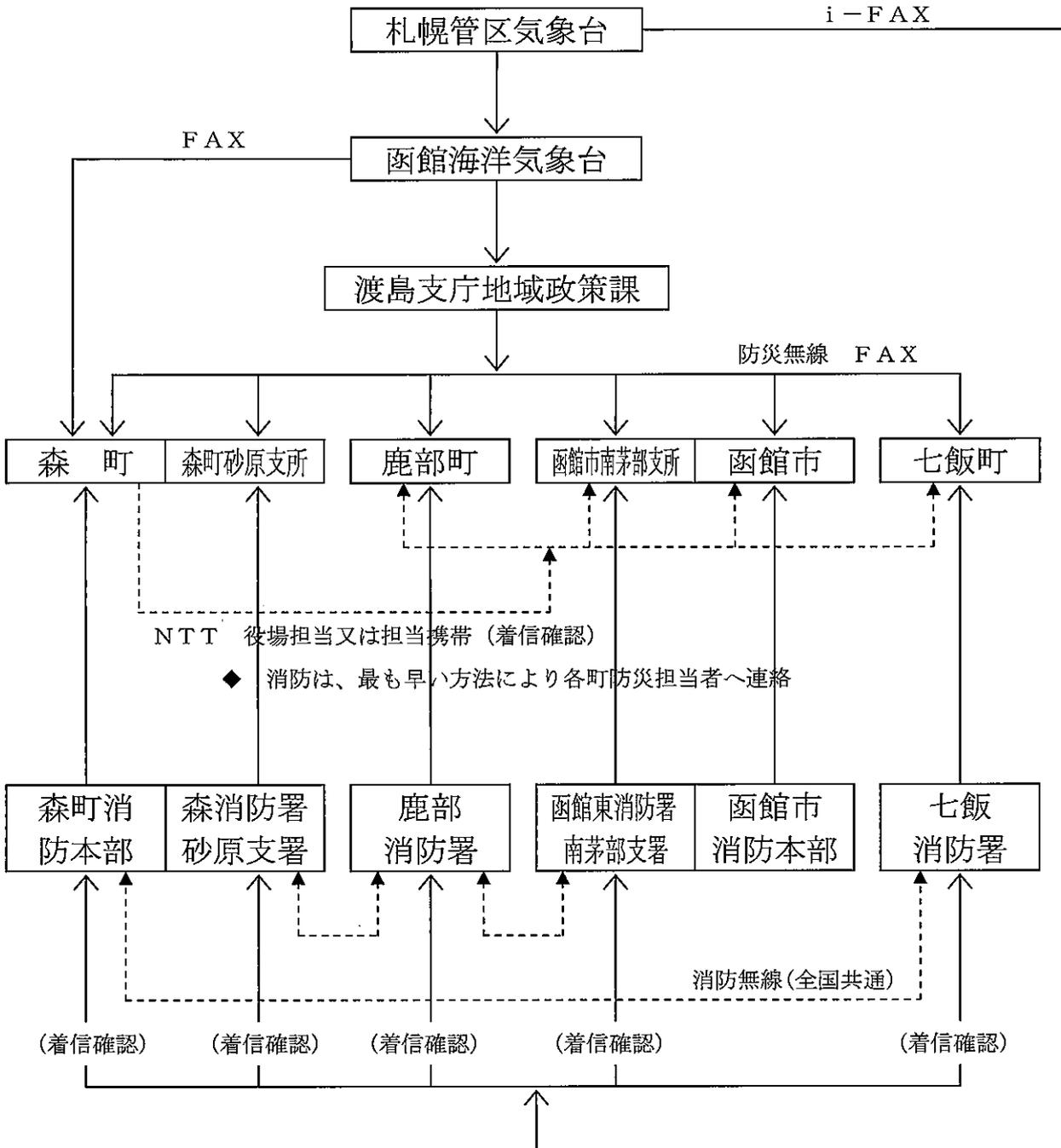
駒ヶ岳火山防災会議協議会設置市町への火山現象警報伝達系統詳細図



-----> は、i-FAX・FAXによる情報伝達系統

参考

駒ヶ岳火山防災会議協議会設置市町への火山現象警報伝達系統詳細図 (i-FAX)



消防機関名	電話番号	i-FAX番号	住 所
森町消防本部	01374-2-2125	01374-2-5743	049-2313 茅部郡森町字森川町280-4
森消防署 砂原支署	01374-8-2156	01374-8-2033	049-2206 茅部郡森町字砂原1丁目60-1
鹿部消防署	01372-7-3331	01372-7-3379	041-1403 茅部郡鹿部町字宮浜286-1
函館東消防署 南茅部支署	0138-63-3101	0138-63-2477	041-1603 函館市尾札部町830-1
七飯消防署	0138-65-2244	0138-65-2833	041-1105 亀田郡七飯町字桜町457

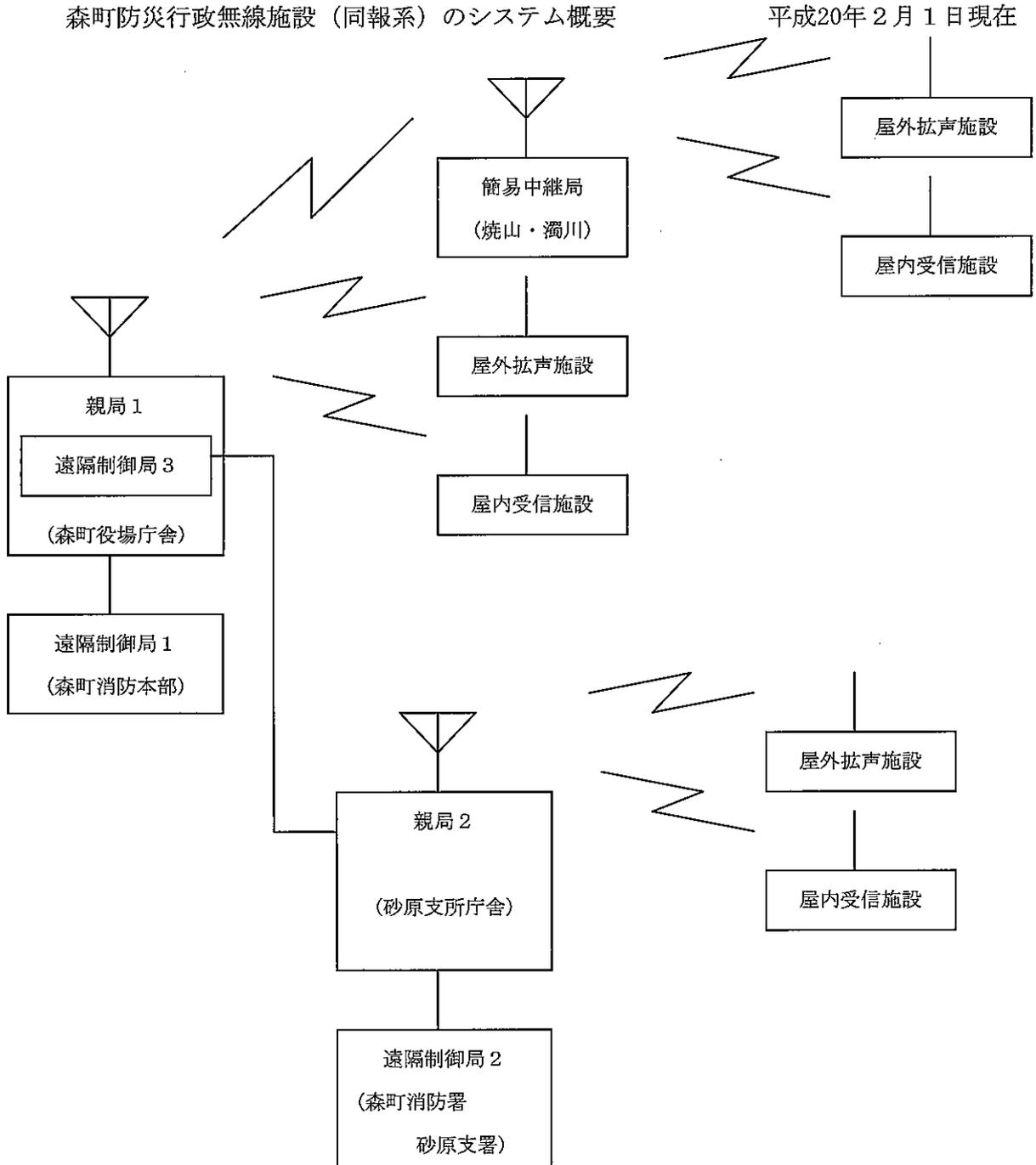
4 火山災害通信計画

駒ヶ岳は、噴火の前兆現象から破局的な段階まで、過去の噴火史等からして、比較的短い
ため、短時間に防災対策を集中化する必要がある。

このための災害情報の収集伝達及び応急対策等の指揮命令等の伝達は、第4章第2節「災
害通信計画」に定めるところにより、迅速かつ的確に行うものとし、代替性を考慮し、多様
な通信施設等の整備強化等を図るものとする。

(1)森町防災行政無線施設のシステム概要

森町防災行政無線施設（同報系）のシステム概要



親局

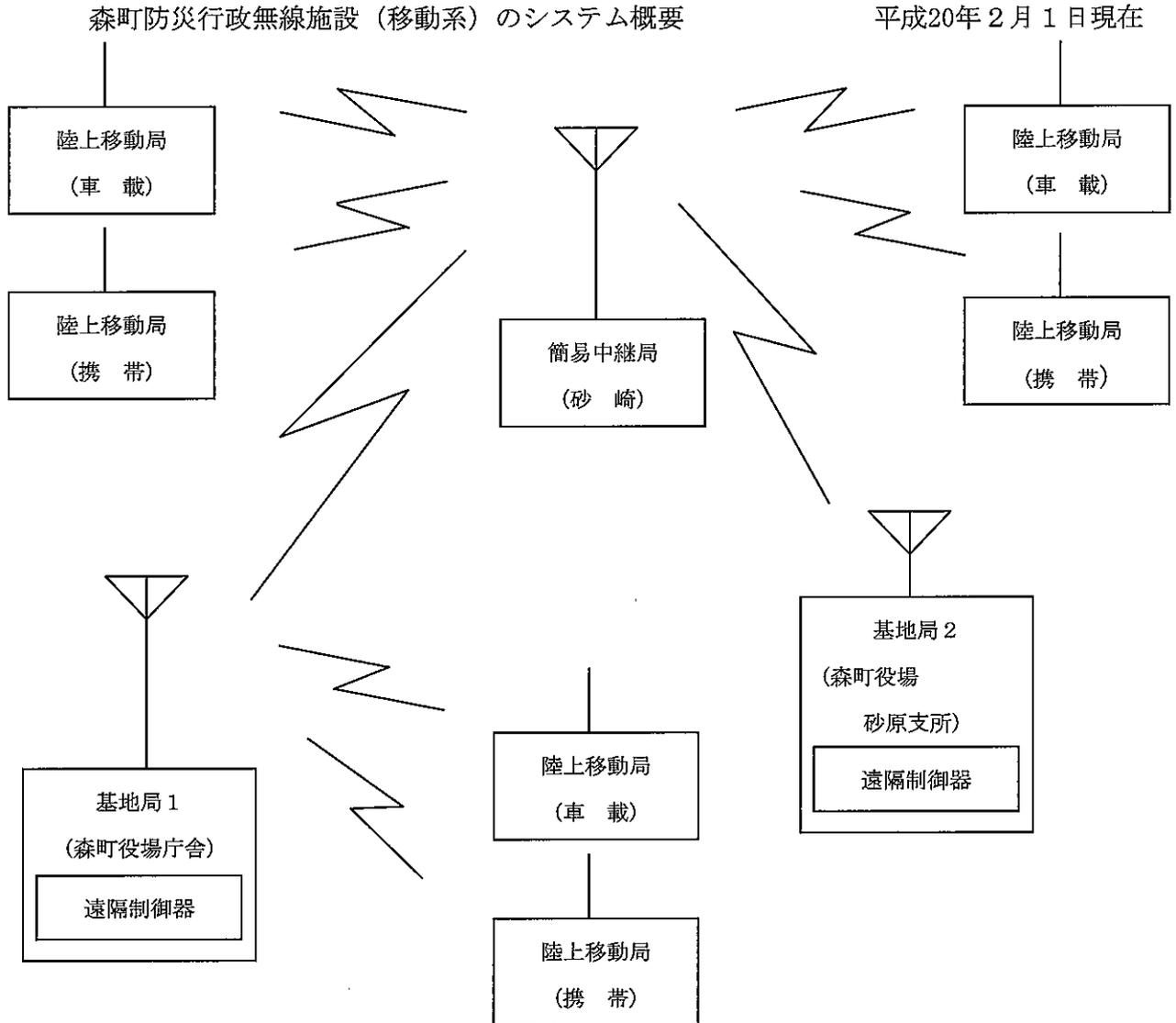
機器名	数量	備考
60MHz送受信装置	2式	本庁、支所、現用・予備方式
操作卓	2式	本庁、支所
テープレコーダー卓	2台	本庁、支所
非常用電源装置	2式	本庁、支所、移動系と共用
遠隔制御装置	4台	本庁、森消防署、砂原支署、砂原漁協設置
地図表示盤	2式	本庁、支所
自動プログラム送出装置	2台	本庁、支所、録音再生機能内蔵
自動通信記録装置	2台	本庁、支所、移動系と共用

子局

機器名	数量	備考
屋外拡声装置	99台	森地区分83、砂原地区分16
戸別受信機	2000台	森地区は避難所等に設置、砂原地区は全戸に設置

簡易中継所（焼山・濁川）

機器名	数量	備考
中継用送受信機	2基	
被遠方監視制御装置	2式	



基地局

機器名	数量	備考
400MHz送受信装置	2式	本庁、支所
主制御装置	3台	本庁、支所2台
遠隔制御装置	4台	防災消防対策室、建設課、支所2台

移動局

機器名	数量	備考
車載携帯型無線機 (10W)	25台	本庁分21台、支所分4台
携帯型無線機 (5W)	25台	本庁分10台、支所分15台
可搬型無線機 (10W)	1台	支所分1台

簡易中継局 (砂崎)

機器名	数量	備考
中継用送受信機	1式	

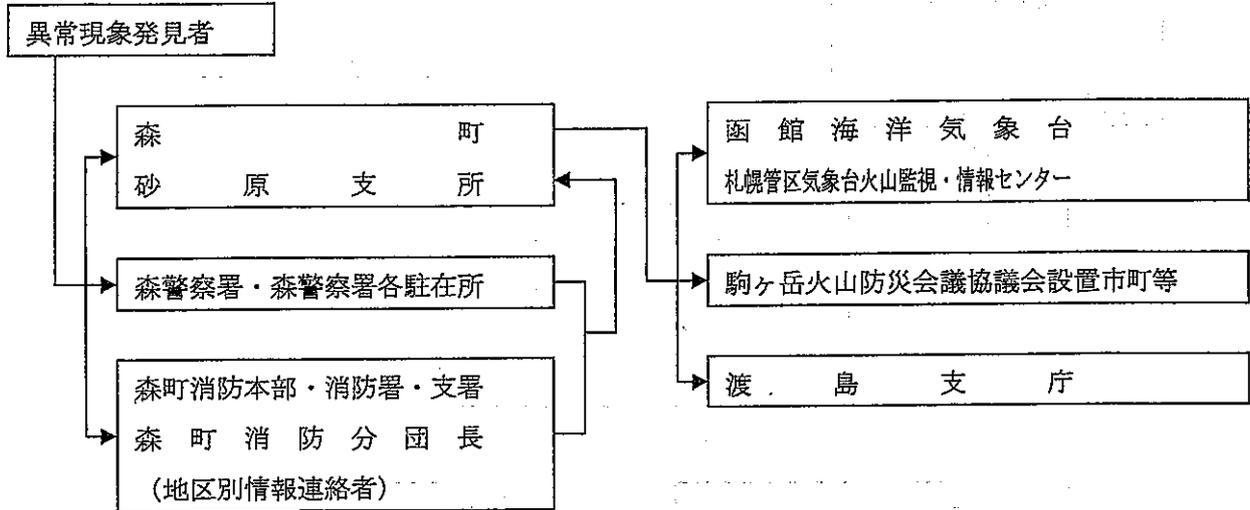
(2)専用・無線通信施設設置場所等

設置機関	施設の種類	通信範囲	利用の手続方法
森町役場 砂原支所	北海道防災行政無線	全道各市町村及び道庁並びに道出先機関	なし
	森町防災行政無線移動局	森町の区域内	なし
森町消防本部	消防無線	森町行政区域内、消防全国共通波	口頭申請
J R 森駅	J R 通信設備 (有線)	全国 J R 機関相互 (町村各駅相互)	口頭申請
森警察署	警察電話 (有線)	全国警察機関相互	口頭申請
	警察無線	<p>森警察署 — 駒ヶ岳駐在所 石谷駐在所 砂原駐在所</p> <p>函館方面本部</p> <p>北海道警察本部</p>	口頭申請
	移動 (車載) 無線	函館方面本部区域内	口頭申請
北海道電力株式会社 函館支店	北海道電力専用線	全道各事業所相互	口頭申請
	業務用無線 (車載)	森町の区域内	
函館開発建設部 森防災ステーション	移動無線 (車載)	森町の区域内及び近隣町村	口頭申請
	多重無線電話	全国国土交通省関係機関相互間	
函館土木現業所 八雲出張所	移動無線 (車載)	森町の区域内	口頭申請

5 災害情報等の収集及び伝達計画

火山噴火災害時の、迅速かつ的確な災害情報等の収集及び伝達については、第4章第3節「災害情報等の収集及び伝達計画」に定めるところによる。

(1)異常現象通報系統図



(2)異常現象等通報官署

火山名	通報先官署	電話番号
北海道駒ヶ岳	札幌管区気象台	011-611-2421 (火山監視・情報センター)
	函館海洋気象台	0138-46-2212 (観測予報課)

(3)テレビ会議システムの利用

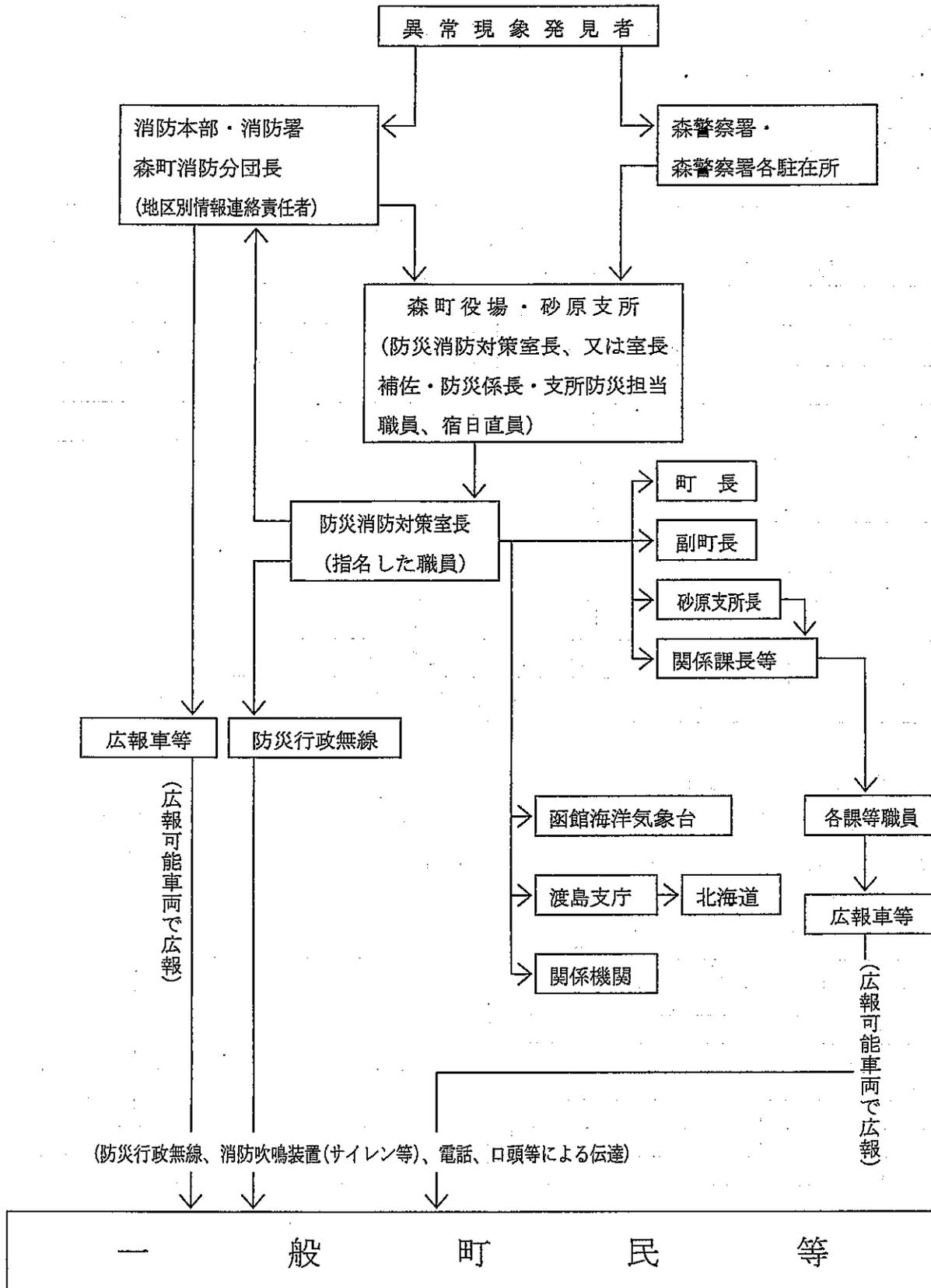
協議会と札幌管区気象台、函館海洋気象台ではテレビ会議システムにより、相互の連絡がとれるような体制を構築しており、本システムを利用した各種の火山情報等の収集報告及び伝達を行うものとする。

テレビ会議システム回線番号 (接続用)

設置場所	電話番号	備考
森町		
森町砂原支所		
七飯町		
函館市南茅部支所		
鹿部町		
札幌管区気象台		
気象庁MCU		

設置場所	電話番号	備考
函館海洋気象台		

(4)災害情報連絡系統図



(5)地区別情報連絡責任者一覧表

区 域	連 絡 責 任 者	連 絡 方 法		
		第1系統	第2系統	第3系統
御幸町、清澄町、森川町、新川町、常盤町、上台町の一部、姫川	森町消防団 本分団分団長	NTT電話	消防無線	徒歩、車両等
本町、鳥崎町、上台町の一部、霞台	〃 第1分団分団長	〃	〃	〃
東森町、港町、栄町	〃 第2分団分団長	〃	〃	〃
尾白内町、白川	〃 第3分団分団長	〃	〃	〃
鷺ノ木、富士見町、桂川、栗ヶ丘	〃 第4分団分団長	〃	〃	〃
本茅部町、蛭谷町、清滝	〃 第5分団分団長	〃	〃	〃
石倉町（西部）	〃 第6分団分団長	〃	〃	〃
石倉町（中・東部）	〃 第7分団分団長	〃	〃	〃
濁川、三岱	〃 第8分団分団長	〃	〃	〃
駒ヶ岳、赤井川	〃 第9分団分団長	〃	〃	〃
砂原西1～5丁目	〃 第10分団分団長	〃	〃	〃
砂原1～3丁目	〃 第11分団分団長	〃	〃	〃
砂原4～6丁目、東1丁目	〃 第12分団分団長	〃	〃	〃
砂原東2～5丁目、原野4～8線	〃 第13分団分団長	〃	〃	〃

(6)火山の災害の種類とは、

火山災害をもたらす噴火現象と噴出物

- 火砕流・火砕サージ
- 火山体崩壊・岩屑なだれ
- 降下火砕物
- 噴石・火山弾
- 溶岩流
- マグマ水蒸気爆發・ベースサージ

火山活動に伴う二次的な災害

- 火山泥流・土石流
- 地震による崖崩れ・落石
- 地殻変動
- 火山ガス
- 津波
- 酸性雨・エアロゾル

(7)火山の異常現象の種類とは、

- 火山地域での地震の群発
- 火山地域での鳴動の発生
- 火山地域での顕著な地形変化（山くずれ、地割れ、土地の昇沈等）
- 噴気、噴煙の顕著な異常変化（噴気孔及び火口の新生拡大移動並びに噴気、噴煙の色、量、臭気、温度、昇華物等の異常変化等）
- 火山地域での溝水の顕著な異常変化（温泉の新生、枯渇、量、味、臭気、濁度の異常変化等）
- 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大移動及びそれに伴う草木の立枯れ、又は小動物の異常現象等
- 火山付近の海岸、湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭気、色の変化、軽石、死魚等浮上及び発泡、温度の上昇）

6 避難計画

駒ヶ岳の火山噴火災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体等を保護するために必要と認める地域住民及び観光入込客等に対して、安全な地域への避難のための立退きを勧告し、もしくは指示、誘導し又は避難場所を開設するための計画は、第6章第4節「避難対策計画」の定めるところに基づき迅速性、安全・確実性・広域性に留意し、協議会と緊密な連絡調整を図り、実施するものとする。

(1)基本方針

ア 段階的避難

火山噴火による被災地域が、最終的には広域に及ぶとしても、噴火により直接人命に危険を及ぼす範囲は、時間の経過とともに拡大してゆくことが予想される。

さらに、一挙に大規模な避難を実施することにより生じる混乱を可及的に防止し、避難の迅速性、安全・確実性を確保することが大切である。

従って、避難に際しては、最も危険と予想される地域から、段階的に危険地帯を脱出することを基本とする。

イ 隣接市町村への応援要請

避難民等の収容は、協議会の設置市町と相互協力を実施することを原則とするが、予想を超える大規模な噴火により、被災地域が広域に及び対応が不可能となった場合には、協議会と連絡調整を図りながら、北海道及び隣接市町村に応援を要請するものとする。

(2)避難の勧告、指示

ア 実施責任者

町長は、駒ヶ岳火山が噴火し、又は噴火するおそれがある場合において、危険地域の住民及び観光入込客等の生命、身体及び財産に直接被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、協議会と協議し、速やかに避難先、避難経路等を明示して立退きを勧告若しくは指示するものとし、これらの措置をとった場合は、速やかにその旨を道知事（渡島支庁長）に報告するものとする。

また、町長が立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要請があった場合は、警察官は、危険地域の住民及び観光入込客等に対して、避難のための立退きを指示するものとし、これらの措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に報告するものとする。

イ 勧告指示事項

- ・避難対象地域
- ・避難先（場所）
- ・避難経路
- ・避難勧告又は指示の理由
- ・注意事項

ウ 勧告指示伝達方法

- ・信号（警鐘、サイレン）
- ・電話（有線、無線、携帯）
- ・防災行政無線施設
- ・有線放送施設
- ・広報車
- ・伝達員による個別伝達
- ・ラジオ、テレビ放送等のマスメディア

(3)避難の実施時期及び避難誘導等

駒ヶ岳の火山噴火により、被害が予想される場合の立退き指示等の時期は、地形及び状況推移により情勢を判断し、協議会と連絡を緊密にして、各地域ごとに指示するものとする。

避難の誘導は、本部、消防署、消防団、警察官、その他指示権者の命を受けた者等が協力して、実施するものとする。

また、自力で避難できない要介護者等の避難・救護を、迅速かつ的確に実施するための同居家族、近隣住民等の介護による誘導を行うため、平常時からその対象者の把握に努めるものとする。

ア 実施時期

- ・事前避難
- ・緊急避難
- ・収容避難

イ 避難順位

避難をさせる場合は、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者及び妊婦等を優先的に避難させる。

また、町長は平時から、前記の者、特に老人、傷病者、障がい者の人数等の把握に努めるものとする。

ウ 避難方法

町長は、噴火の規模、避難開始の時期、交通状況等を考慮し、状況に応じた有効・適切な避難方法を指示する。

- ・自力避難
- ・救出避難
- ・集団避難

エ 避難の単位

- ・昼間は、児童等は学校等单位、勤労者等は職場等单位、女性等は家庭単位で避難するものとするが、時間的余裕が充分ある場合には、家庭単位の避難を考慮する。
- ・夜間は、家庭単位で避難するものとする。

オ 避難に際して地域住民のとりべき措置、心得

- ・非常持出品は、必要最小限とし、男性の場合で最大15kg、女性で10kg程度を目安とする。
- ・非常持出品は、火山防災ハンドブック等で確認し、日頃から備えておく。
- ・气象台等が発表する火山情報に注意する。
- ・町長から避難勧告・指示があった場合はそれに従う。
- ・防災行政無線、広報紙、ラジオ、テレビ、新聞等により、正しく正確な情報を得る。
- ・流言蜚語等に惑わされないようにする。
- ・戸締まりに充分注意する。
- ・火の元に注意し、ガス、灯油等の元栓を閉め、火災が発生しないようにする。
- ・服装は、軽装とし、頭巾、ヘルメット等を着用し、防じん眼鏡・マスク、防寒用具等を携帯する。
- ・行動は誘導者等の指示に従い、流言等による軽挙妄動に走らないようにする。
- ・隣近所に声をかけ、助け合い、あわてず、落ち着いて、速やかに行動する。
- ・老人、幼児、負傷者、障がい者等の避難を助け合う。
- ・原則的に、市街地では車を使用せず、徒歩で避難する。

(4)避難輸送計画

駒ヶ岳の火山噴火災害時において、避難を迅速かつ的確に実施するための輸送方法等については、第6章第9節「輸送計画」の定めにより、実施するものとし、災害の規模に応じて、民間輸送業者、自衛隊、海上保安部、漁業協同組合、北海道、北海道旅客鉄道株式会社等の協力を得るものとする。

また、避難が広域にわたることも考慮し、道路交通状況等の把握に努める。

ア 道路輸送

イ 海上輸送

ウ 航空輸送

エ 鉄道輸送

(5)避難場所及び避難道路

ア 避難場所

避難場所は、第6章第4節「避難対策計画」の5避難場所（別表）及び第8章第4節「災害応急対策計画」の1駒ヶ岳火山噴火災害危険区域図等（別表）の一時避難場所及び広域避難場所を原則とするが、火山噴火災害の規模等により避難が広域に及ぶ場合は、協議会と連絡を緊密にし、隣接市町村及び北海道（渡島支庁）に対し応援を要請するものとする。

イ 避難道路

第8章第4節1「駒ヶ岳火山噴火災害危険区域予測図等（別表）」の基幹的な避難道路により、安全かつ迅速に避難場所等の安全な場所に避難させることを原則とし、避難の際に指示・伝達を行うものとするが、火山噴火災害状況により基幹的な避難道路が使用

できない場合は、より安全な道路を避難道路とし、避難を実施するものとする。
また、避難が広域にわたることも考慮し、道路交通状況等の把握に努める。

7 災害応急対策

火山噴火による災害に際し、地域住民、観光入込客等の生命、身体及び財産の保護並びに災害の拡大防止を実施するための応急対策について定めるものとする。

(1)警戒区域の設定、立入規制（登山禁止）措置

ア 実施責任者及び実施時期

町長は、噴火災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、地域住民、観光入込客、登山者等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、協議会と調整を図り、警戒区域を設定し、立入規制、登山禁止措置をとるものとする。

また、突発的な噴火等により、町長が立入禁止措置を講ずるいとまがない場合又は町長より要請があった場合は、警察官又は海上保安官がこれを行うものとし、この場合は直ちに町長に通知するものとする。

イ 実施箇所

・登山禁止箇所及び立入規制箇所

登山規制箇所は、赤井川登山道第1ゲート入口、赤井川登山道第2ゲート入口、駒ヶ岳自然休養林登山道入口、望洋の森登山道入口の4箇所とし、噴火災害の状況等により箇所を変更する。

立入規制箇所については、噴火災害の状況、応急対策実施状況等を勘案し、箇所を決定するものとする。

ウ 実施方法

・立入規制、解除の伝達及び標示等

立入規制措置及び解除については、直ちに関係機関に伝達するとともに、地域住民、観光入込客、登山者等に対し、あらゆる媒体を通じ広報するものとする。

また、各種の標示板、ロープ等により、立入規制地区を明示するとともに、噴火災害による被災を考慮しながら、職員の配置や警戒巡視等を実施するものとする。

(2)出動命令・要請等

町長は、火山の異常現象に係る通報を受けた場合又は火山現象警報等の伝達を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、第3章第2節「災害対策本部」及び第6章第2節「動員計画」に基づいて出動を命令し、防災関係機関及び住民組織等に対し出動・協力の要請を行うものとする。

また、自衛隊の災害派遣要請は、道知事（渡島支庁長）に依頼するものとする。

ア 動員の伝達系統及び方法

動員は、協議会と緊密な連絡を図り、第3章第2節「災害対策本部」及び第6章第2節「動員計画」に基づき行うものとし、平常執務時においては、口頭、庁内放送、電話

等で行い、夜間休日においては電話、防災行政無線施設、伝達要員等により行うものとする。

また、その細部にわたる方法及び順序等は、平常時から各対策部長が班員と協議し、最も迅速で的確な方法等をあらかじめ定めておくこととする。

イ 住民組織等への協力要請

住民組織等に対する協力要請については、第3章第3節「住民組織等の活用」によるものとする。

ウ 自衛隊の災害派遣要請

噴火災害時における自衛隊の災害派遣要請は、第6章第28節「自衛隊災害派遣要請計画」により、協議会と緊密な連絡を図り、直ちに道知事（渡島支庁長）に要請を依頼するものとする。

また、緊急を要する場合、又は通信手段が途絶し、道知事（渡島支庁長）に依頼ができない場合は、直接部隊長に通知するものとする。ただし、事後速やかにその旨を道知事（渡島支庁長）に連絡するとともに、文書により要請依頼の手続きをするものとする。

(3)救出・救助

町長は、噴火災害の状況により救出・救助活動が可能であると認めた場合は、第6章第5節「救助救出計画」に基づき、警察官、自衛隊、その他防災関係機関等の協力のもと、救出班を編成し、救出・救助にあたる。

また、救出・救助活動のために防災関係機関等及び地域住民に対して協力を要請するものとし、応援のために出動した防災関係機関等の指揮者と緊密な連絡調整を行い、救助活動が統一的かつ円滑に実施されるよう努めるものとする。

(4)災害広報

噴火災害時における、人心の安定と社会秩序の維持を保つため、第6章第3節「災害広報計画」に基づき広報活動に万全を期するものとし、また、噴火後は、人心に不安が生じ混乱をまねきやすい状況下になるので、地域住民等の不安を誘発することのないよう充分注意しながら実施するものとする。

また、広報の内容等について、協議会と連絡調整等を図るものとする。

主な広報事項

- ・避難場所等（所在地、避難経路、避難の要領等）
- ・災害状況、火災状況（発生箇所、現況、被災状況等）
- ・交通、通信状況（道路、交通状況、通話制限等）
- ・医療救護所の開設状況（場所、開設内容等）
- ・電気、水道等の状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- ・給水、給食の実施（供給日時、場所、方法、量、対象者等）
- ・衣料、生活必需品等の供給（供給日時、場所、種類、方法、量、対象者等）
- ・地域住民の心得等、人心の安定及び社会秩序維持のための必要事項

(5)給水・給食・水道施設

噴火災害により、給水施設及び水道施設が被災し、又は飲料水が枯渇し、あるいは汚染して飲料水の供給が不可能となったときは、第6章第12節「給水計画」に基づき、住民に必要な最小限の飲料水を供給し住民の生活を守るものとする。また、被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧の確保及び配給は第6章第11節「食糧供給計画」に基づいて実施する。

(6)医療・助産

噴火災害時において、医療の方途がなくなった地区における医療、助産等は第6章第16節「医療対策計画」に基づいて実施するものとする。

(7)火災予消防及び危険物施設

噴火時における、火災の同時多発及びその延焼並びに危険物保管施設の火災発生等、二次災害を防止するための対策は、第5章第7節「消防計画」に基づいて実施するものとする。

特に、第5章第1節「重要警戒区域及び整備計画」の5「危険物施設の設置場所」の危険物保管施設管理者に対して消防長は、平常時より災害の発生及び被害拡大を防止するため予防査察等の強化により、必要な措置を指示するとともに、次の事項を遵守するよう指導するものとする。

指示及び指導事項

- ・災害予防教育及び訓練の実施
- ・設備、資機材等の整備
- ・災害に対する自衛防災体制の整備
- ・その他防災上必要事項

(8)交通規制及び確保

噴火災害時における交通規制及び避難道路等の確保については、第6章第6節「災害警備計画」及び同章第23節「障害物除去計画」に基づいて実施するものとし、実施に際しては、協議会と緊密な連絡連携を図るものとする。

ア 交通規制

町長は、噴火災害により交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又は避難及び被災者の救出・救助活動等に支障がある場合は、管轄の警察署長及び道路管理者に対して、管轄区域内の道路の交通規制を求めるものとする。

また、警察官は、噴火災害発生時において、緊急措置を行う必要があると認めたときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき交通規制を行うものとし、その措置を行った場合は、速やかに関係機関に連絡をするものとする。

上記のほか、災害発生時等において警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛隊職員または消防職員は、緊急通行車両の円滑な通行確保等の災害応急対策実施のため緊急措置を行う必要があると認めるときは、基本法第76条の3第3項、第4項の規定に基づき、一時的に歩行者または車両等の通行を禁止し、制限をすることができる。

自衛隊職員または消防職員は、この緊急措置をとった場合には、直ちに、その旨を森警察署長に通知しなければならない。

イ 交通規制箇所

第8章第4節「災害応急対策計画」の1駒ヶ岳火山噴火災害危険区域図等（別表）に示す1市3町の周辺交通規制箇所及び広域交通規制箇所とし、避難、火山噴火災害の状況等により、規制箇所を変更する等の弾力的な措置を講ずるものとする。

また、規制箇所については、協議会と緊密な連絡連携をとるものとする。

駒ヶ岳周辺及び広域交通規制等配置箇所

駒ヶ岳周辺交通規制配置箇所

配置箇所	警察署別
大沼ゴルフ場入口交差点(R 5×道道大沼公園鹿部線)	函館中央署
月見橋交差点(道道大沼公園線×道道大沼公園鹿部線)	〃
大沼公園交差点(道道大沼公園線)	〃
大沼駅前交差点(道道大沼公園鹿部線)	〃
大沼公園入口交差点(R 5)	〃
峠下交差点(R 5)	〃
桜町函館新道交差点	〃
富士見町交差点(R 5×道道森停車場線)	森 署
サッポロドラックストアー前交差点	〃
飯田鉄工所前交差点(道道森砂原線×町道尾白内4号線)	〃
尾白内交差点(R 278×町道尾白内4号線)	〃
川村電気前交差点	〃
森川交差点(R 5×R 278)	〃
森中学校前交差点(R 5×道道森停車場線)	〃
姫川交差点(R 5×町道白川1号線)	〃
駒ヶ岳交差点(R 5×町道駒ヶ岳赤井川線)	〃
赤井川交差点(R 5×町道駒ヶ岳赤井川線)	〃
宮浜交差点(R 278×道道大沼公園鹿部線)	〃

広域交通規制配置箇所

規制箇所	警察署別
函館市川汲町	函館中央署
北斗市市渡603	〃
厚沢部町新町13	江 差 署
江差町柳崎58	〃
八雲町鮎川55	八 雲 署
せたな町北檜山区寿町	せたな署
長万部町字国縫155	八 雲 署
八雲町字立岩456	〃
八雲町落部	〃

ウ 緊急車両等の特例

交通規制中であっても、基本法第76条及び同施行令第33条の規定により緊急通行車両並びに災害応急対策車両の確認を道知事又は北海道公安委員会から受けた車両については、規制区域内の通行を認めるものとする。

エ 障害物の除去

噴火災害時における障害物の除去は、住民の生命財産等を保護するため、交通機能と輸送の確保のため等公共的立場から除去を必要とする場合に実施するものとし、除去の方法は、原則として機械力を用いて行い、状況に応じて民間土木業者を雇い、速やかに実施する。

また、町長は必要と認める場合は、道知事（渡島支庁長）へ自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。

(9) 応援措置

火山噴火による被害は広範囲に及ぶものと予想されるために、平常時より協議会を中心に、渡島支庁の協力のもと、広域的な関係市町村による防災体制の確立に努めるものとする。

ア 他市町村及び関係機関等に対する応援要請

町長は、大規模な噴火災害が発生した場合で、他市町村及び渡島支庁並びに関係機関等に応援応急対策が必要になった際は、協議会と緊密な連絡調整を図りながら、他市町村及び渡島支庁並びに関係機関等に対し、応援を要請するものとする。

(10) その他必要な応急対策

噴火災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長は家畜等の所有者に対し、家畜等の事前避難、緊急避難、収容避難の勧告を行うものとし、避難勧告をしたときは、農業関係団体等と連絡をとり、次によりこれを実施するものとする。

また、危険動物の処置については、北海道猟友会森支部等の協力を得て行うものとする。

ア 被災農家等は、それぞれ転飼農家等を決め、家畜等の管理預託をするものとする。

イ 家畜等を収容した農家等をもって、管理班等を組織し、給飼その他の管理にあたるものとする。

ウ 被災農家等が家畜等飼料の確保ができないときは、渡島支庁を通じ道知事（農政部長）に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

エ 本町域に存在する農家・農地・家畜・農業施設等の情報に応じ、噴火後の農業部門被害状況の把握と復旧対策を迅速に行うこととする。